

第1部 総論

第1章 計画の基本的方向

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、国は障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26（2014）年1月に行いました。

近年、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応も求められています。

これらに対応すべく国においては、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

障がい福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活ができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、平成28年3月に「由布市障がい者基本計画（第2次）」を策定し、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」を基本理念に掲げ、地域や関係機関等と連携した総合的な取組を推進してきました。

そして令和3年3月に「第6期由布市障がい福祉計画・第2期由布市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供基盤の計画的な整備を行ってきました。

このような中、「由布市障がい者基本計画（第2次）」及び「第6期由布市障がい福祉計画・第2期由布市障がい児福祉計画」が令和5年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「由布市障がい者基本計画」及び「由布市障がい福祉計画・由布市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

＜近年の国の動き＞

◆ 改正「障害者差別解消法」公布（令和3年6月）

障がい者を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者による合理的配慮の提供の法的義務化や行政機関相互間の連携の強化等について定められました。（公布後3年以内に施行）

◆ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

◆ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施することなどが定められました。

◆ 「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

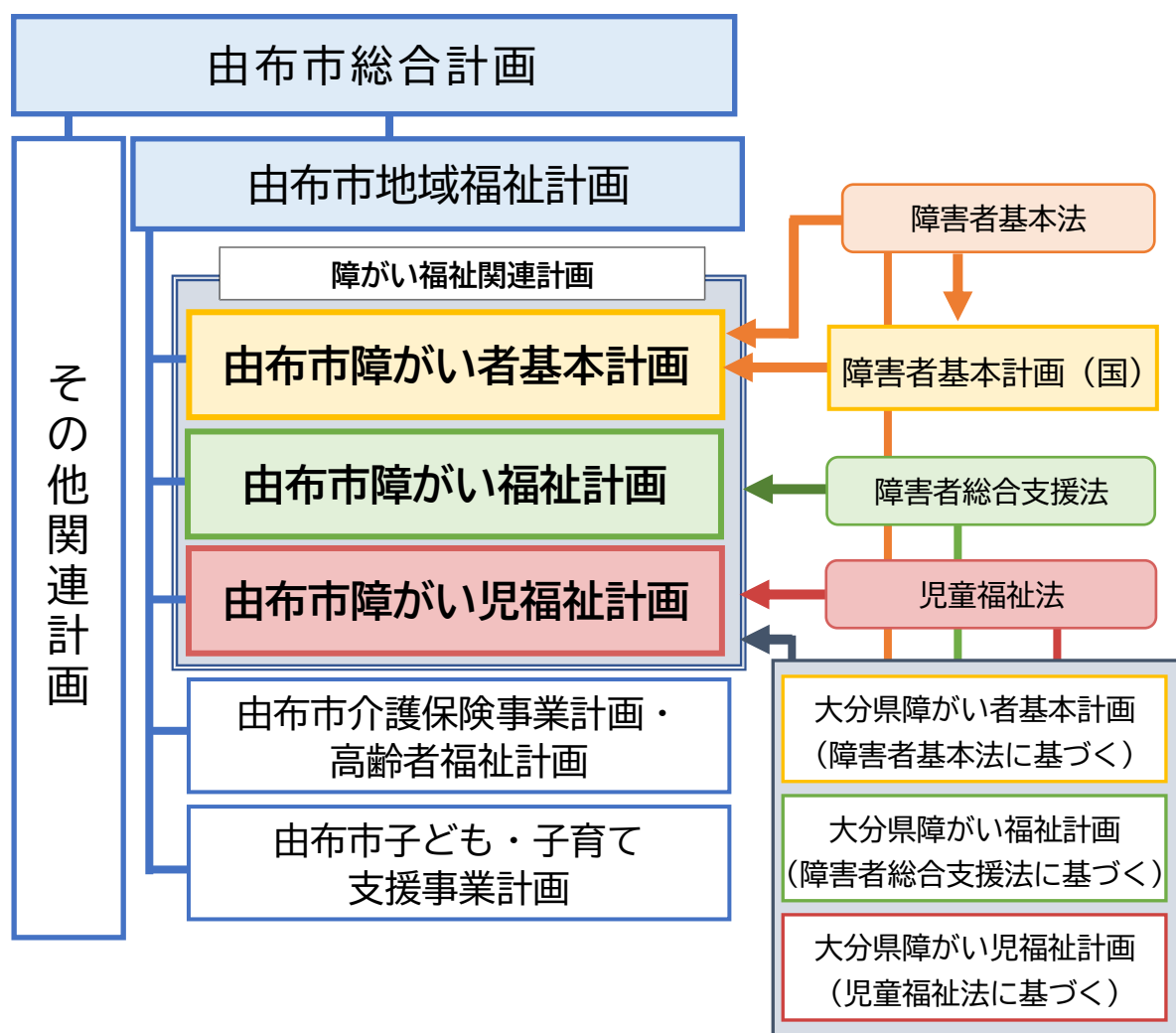
平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として策定されました。地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

2. 計画の位置付け

「由布市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。本市の障がい者施策の最も基本的な考え方などを定める中長期の計画となります。

また、「由布市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、「由布市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、本計画は、この3つの計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「由布市総合計画」や「由布市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3. 計画の期間

これまで、障がい者基本計画は10年ごと、障がい（児）福祉計画は3年ごとに
見直してきましたが、障がい者基本計画と障がい（児）福祉計画の計画始期を揃
えることで両計画の連携を一層図りやすくするために、障がい者基本計画の計画
期間を6年間に変更します。

① 障がい者基本計画

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度まで（6年間）

② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度まで（3年間）

※障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間
設定が可能となりました。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障がい者基本計画 (第2次)			障がい者基本計画 (第3次)					
障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期)		
障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)			障がい児福祉計画 (第4期)		

4. 計画の基本理念と目標

(1) 由布市のまちづくりの方向性

平成17年10月1日に由布市市民憲章が制定され、その前文には「私たち由布市民はみんなの幸せのために、4つの誓いを果たすことに努める」とされています。このなかで、一人ひとりの人権を尊重するということも掲げられています。

由布市民憲章—みんなの誓い—

私たち由布市民はみんなの幸せのために、四つの誓いを果たすことに努めましょう。

(感謝と使命)

一、豊かな自然を命の源として感謝し
次代の市民に引き継いでいくまちをつくります

(融和と郷土愛)

一、郷土の歴史・文化・慣習を大切に
緑豊かでふれあいのあるまちをつくります

(平等と仁愛)

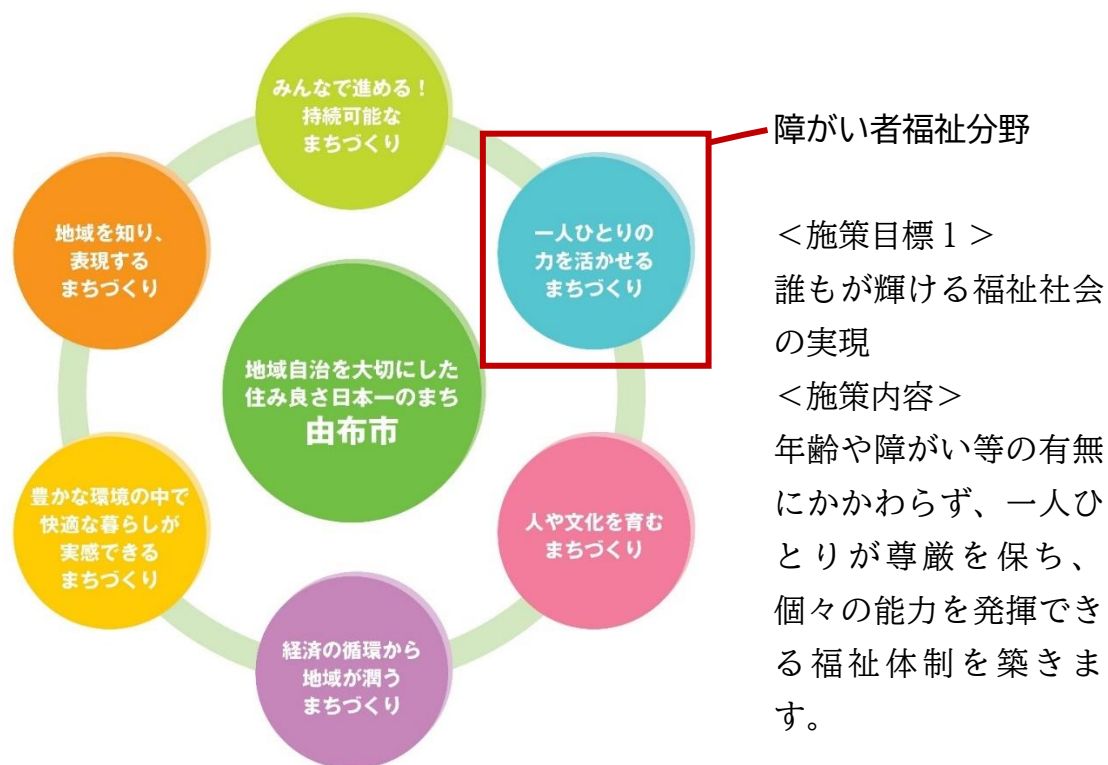
一、一人ひとりの人権を尊重し
子どもやお年寄りを大切にする
あたたかいまちをつくります

(協働と希望)

一、地域づくり・まちづくりにみんなで参加し
健康で笑顔あふれる明るいまちをつくります

第二次由布市総合計画の基本構想では、まちづくりの目標に「地域自治を大切にした住み良さ日本一のまち・由布市」を掲げ、6つの施策テーマごとの施策目標と施策内容を設定しています。

まちづくりの目標実現に向けた6つの施策テーマ



(2) 基本理念・目標像

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障がい者に対する差別をなくし、また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を取り除くことにより、障がい者が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会を目指す必要があります。

他方で、障がい者の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障がい者自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

本計画においては、前計画の基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も、共に充実していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現」とします。

また、本市のまちづくりの方向性や、障害者権利条約の批准、法改正の趣旨等を踏まえ、次の3つを本計画を推進するにあたって目指す目標像として掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、いきいきと共生する社会の実現を目指します。

「障がいのある人もない人も、
共に充実していきいきとした人生を
送ることができる共生社会の実現」

尊重しあい
支えあうまち

身近な地域で安心して
暮らせるまち

ひとり一人が
輝くまち

5. 計画の基本的な方向性

基本理念の実現に向けて、以下の5つを本計画の基本的な方向性とします。

方向性1 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。

方向性2 地域における生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

方向性3 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、療育や教育の充実、就労等の社会参加の促進を図ります。

方向性4 人にやさしいまちづくりの推進

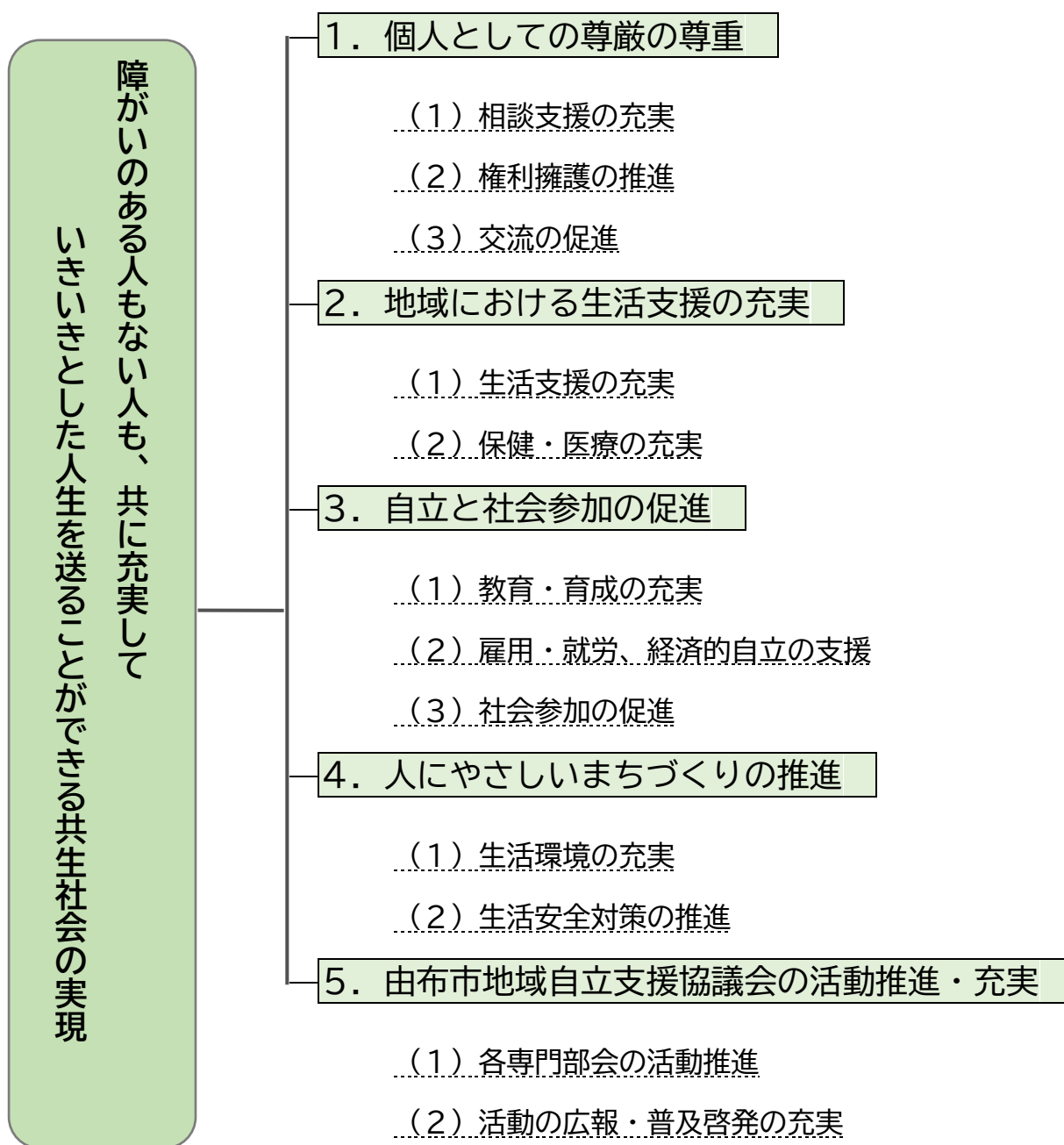
障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

方向性5 由布市地域自立支援協議会の活動推進・充実

由布市地域自立支援協議会の各専門部会（こども支援部会・くらし支援部会・しごと支援部会・相談支援部会）を通じて障がい福祉に関する関係機関及び関係者が相互の連携を図り、地域における障がい者等への支援体制の整備を推進します。



6. 計画体系



7. 計画の策定体制

(1) 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、由布市で生活する障がいのある人の共生社会に対する意識やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	障がい者手帳所持者：本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から無作為抽出した 600 人 市民：本市在住の市民から無作為抽出した 200 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 4 年 11 月 25 日から令和 4 年 12 月 23 日まで
回収結果	障がい者手帳所持者： 319 件（回収率： 53.2%） 市民： 92 件（回収率： 46.0%）

(2) 由布市地域自立支援協議会での協議

方針・施策等の推進方策・あり方を調査審議、提言する場として、「由布市地域自立支援協議会」において協議を行いました。この協議会は、障がい者関係団体の代表、学識経験者、福祉事業従事者、関係行政機関等で構成され、様々な見地からの議論をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

令和 5 年 12 月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

第2章 由布市の障がい者を取り巻く状況

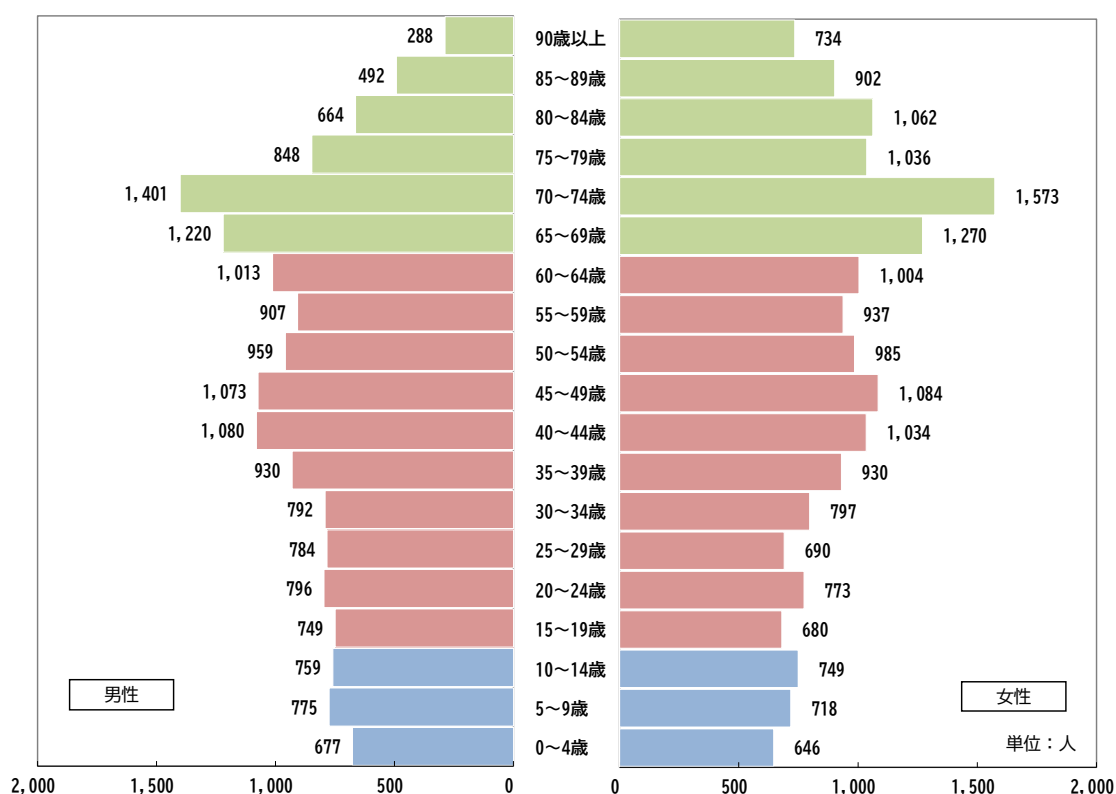
1. 統計データからみる由布市の現状

(1) 人口構造

本市の人口は、令和4年1月1日現在で、男性16,207人、女性17,604人、合計33,811人です。

年齢階層別にみると、男女ともに65～74歳の階層の膨らみが大きくなっており、今後10年間で、この階層が順次後期高齢期に達することから、計画期間中はさらなる高齢化率の上昇が見込まれます。

図表 1 人口ピラミッド(令和4年1月1日現在)



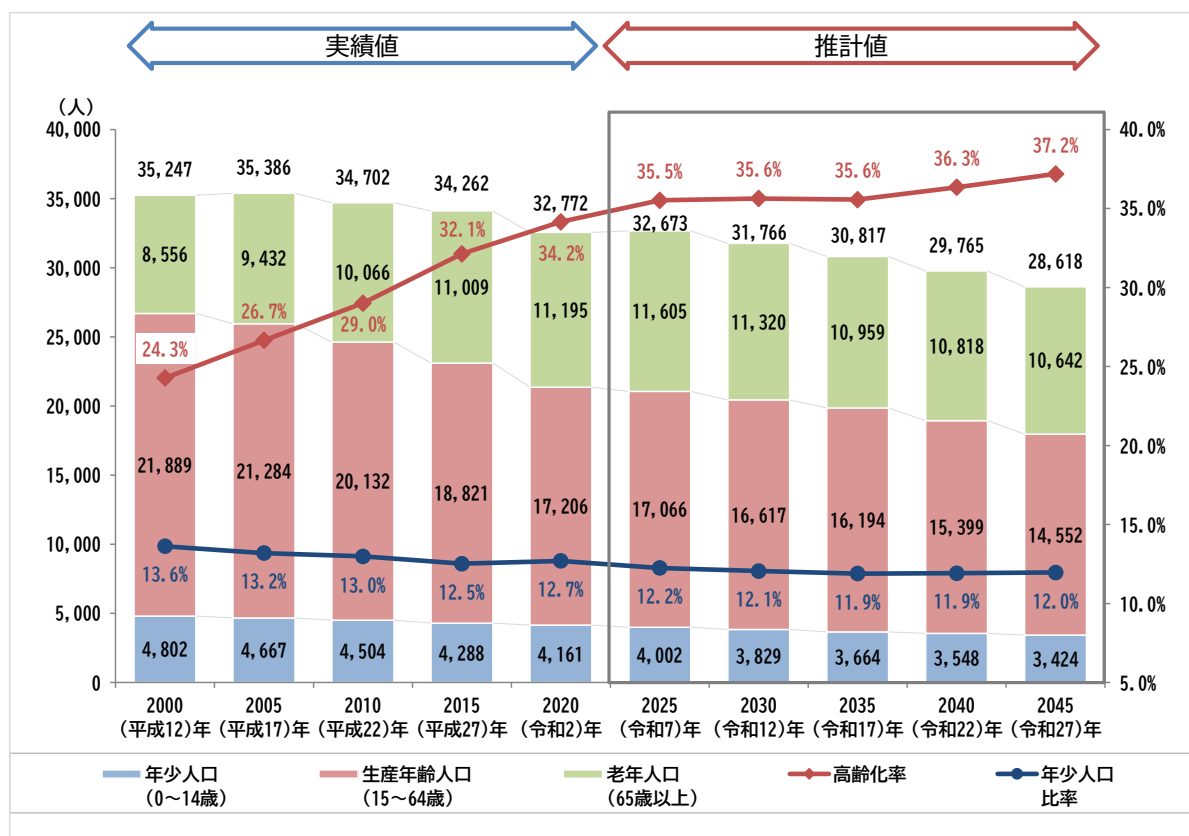
資料：住民基本台帳

(2) 人口の推移と将来推計

人口の推移を見ると、総人口は平成12年以降減少が続き、令和2年までの20年間で2,475人（7.0％）減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、一貫して減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、平成12年から令和2年までの20年間で高齢化率が24.3％から34.2％に大きく上昇しています。

図表 2 年齢3区分人口の推移



資料：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

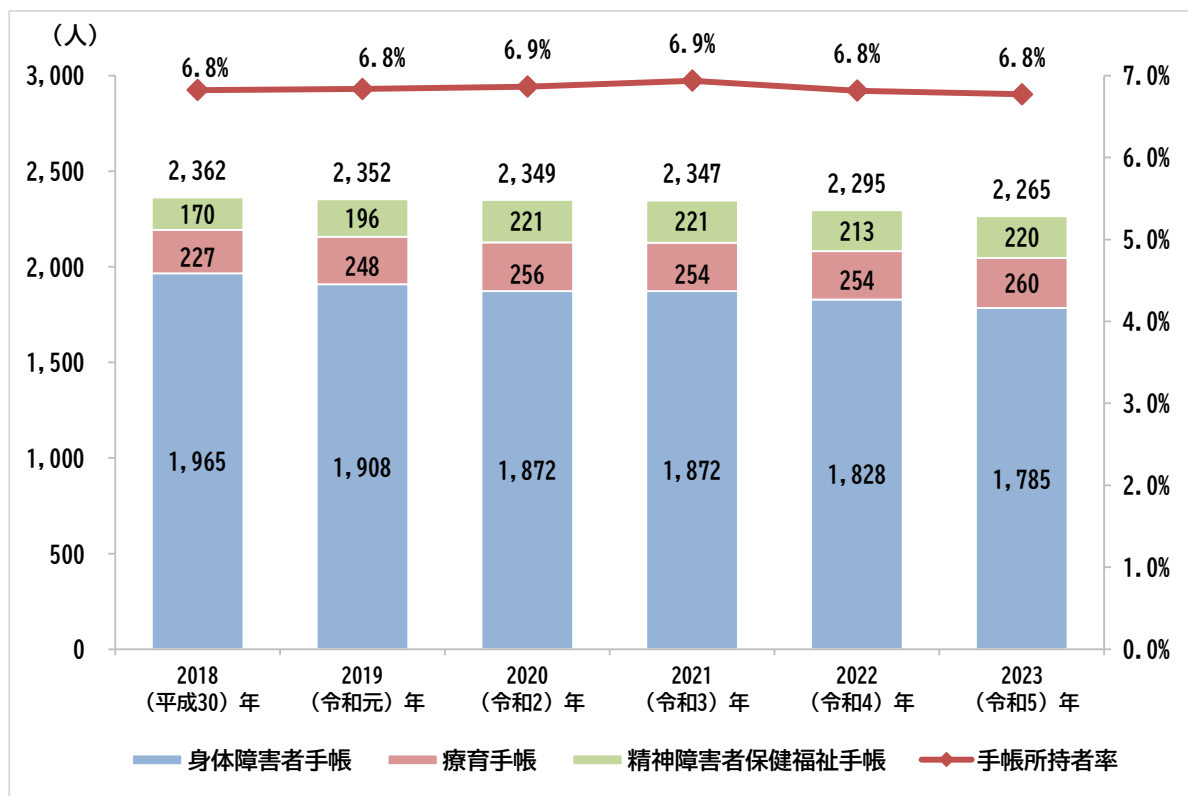
※総人口は年齢不詳を含む。高齢化率は年齢不詳を除いた総数で算出。

(3) 障がい者手帳所持者数の推移

本市の障がい者手帳所持者数は、令和5年3月末現在2,265人で、うち身体障害者手帳所持者が1,785人で全体の78.8%を占めています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移している一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

図表 3 障がい者手帳所持者数



資料：中部保健所報告（各年3月末）

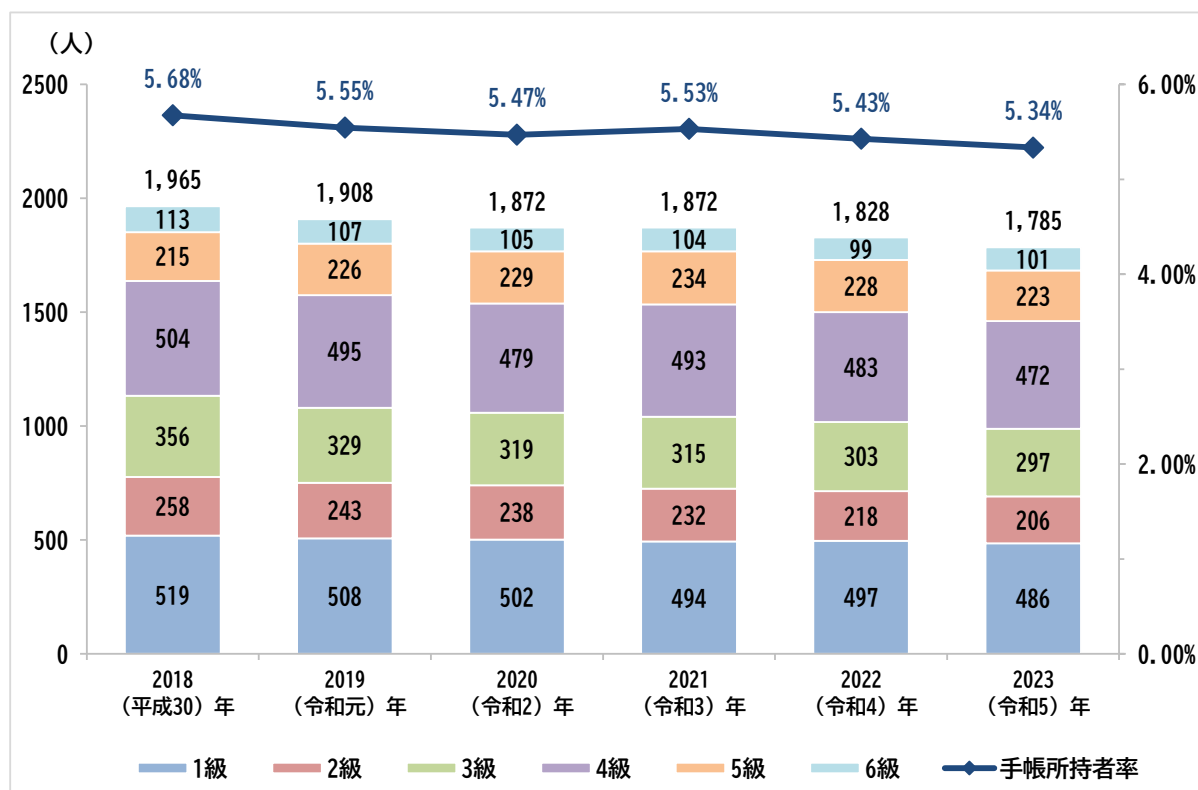
（４）身体障害者手帳所持者数の推移

①等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和５年では重度障がい者（障がい等級表の１・２級に相当）が６９２人（３８．８％）、中度（同３・４級に相当）が７６９人（４３．１％）、軽度（同５・６級に相当）が３２４人（１８．２％）となっています。

重度、中度は減少傾向となり、軽度は概ね横ばいで推移しています。

図表 ４ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



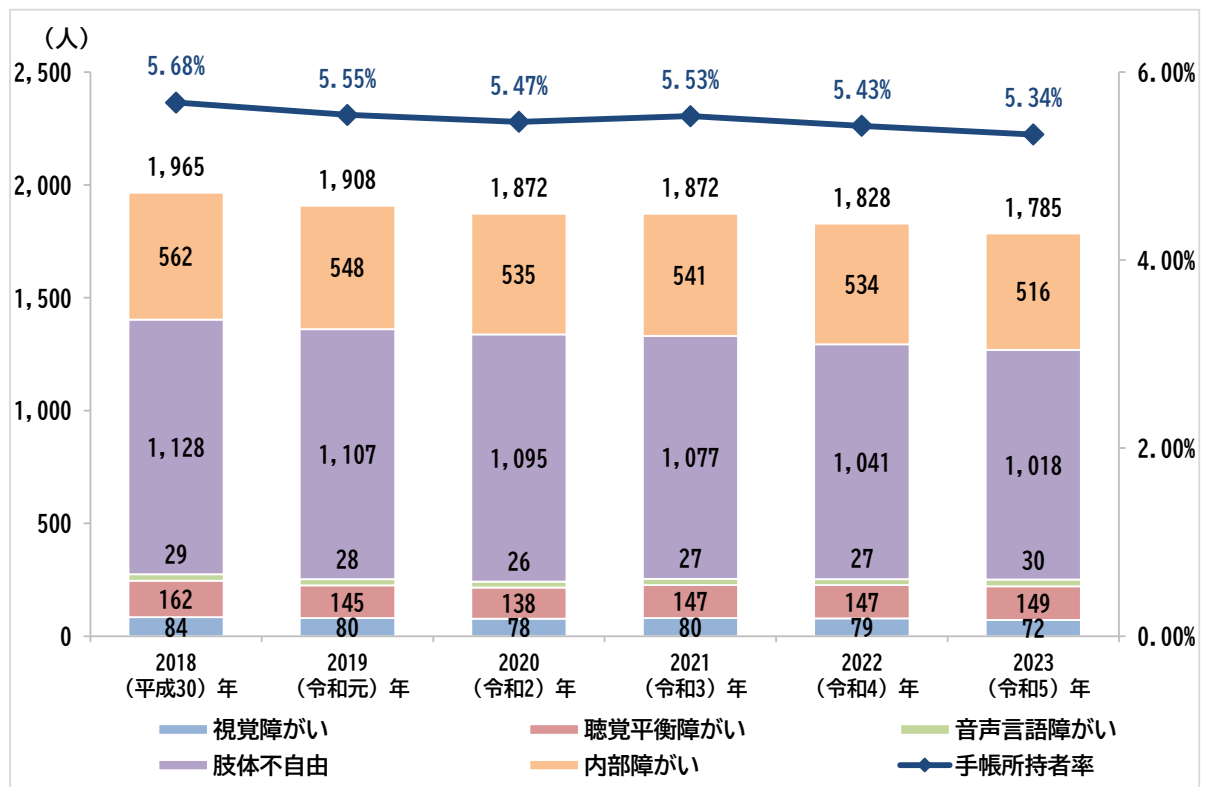
資料：中部保健所報告（各年３月末）

②障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「肢体不自由」が1,018人と最も多く、全体の57.0%を占めています。

「肢体不自由」と「内部障がい」は減少傾向となり、その他の種別は概ね横ばいで推移しています。

図表 5 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

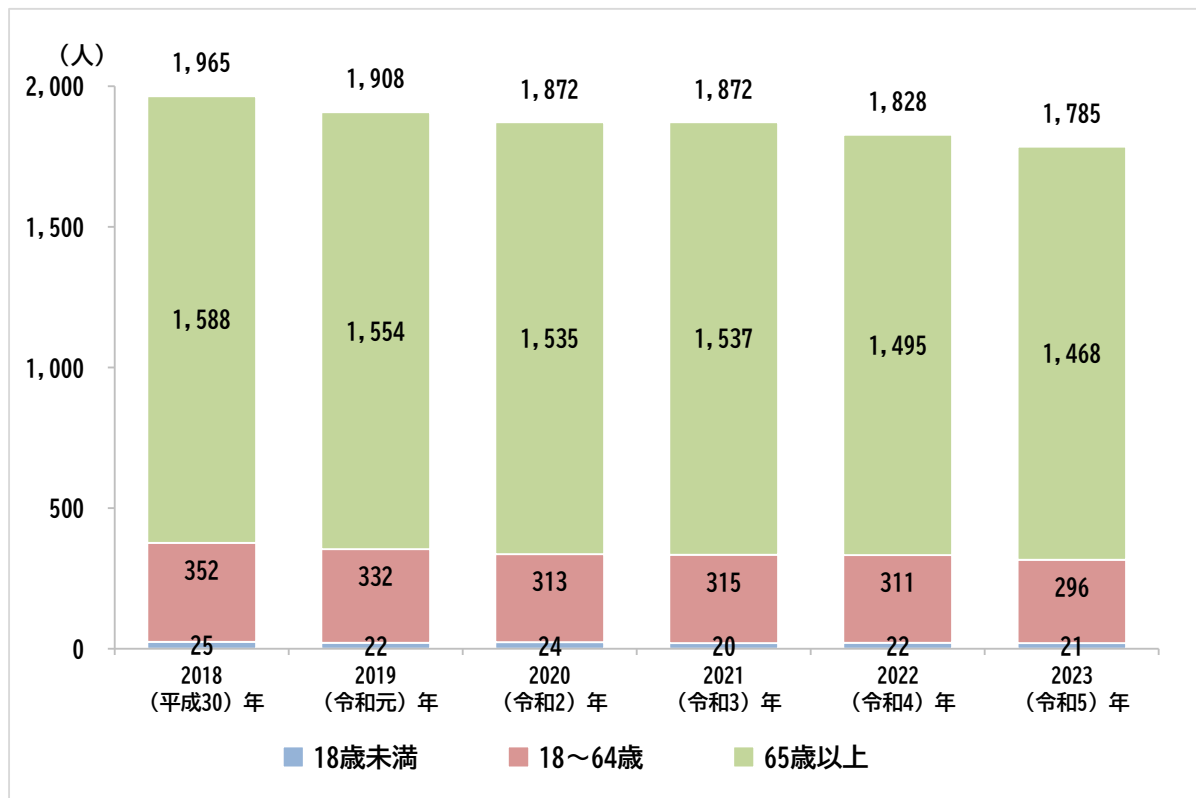


資料：中部保健所報告（各年3月末）

③年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「65歳以上」が1,468人と最も多く、全体の82.2%を占めており、その割合は年々上昇しています。また、「18～64歳」と「65歳以上」は減少傾向となり、「18歳未満」は概ね横ばいで推移しています。

図表 6 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

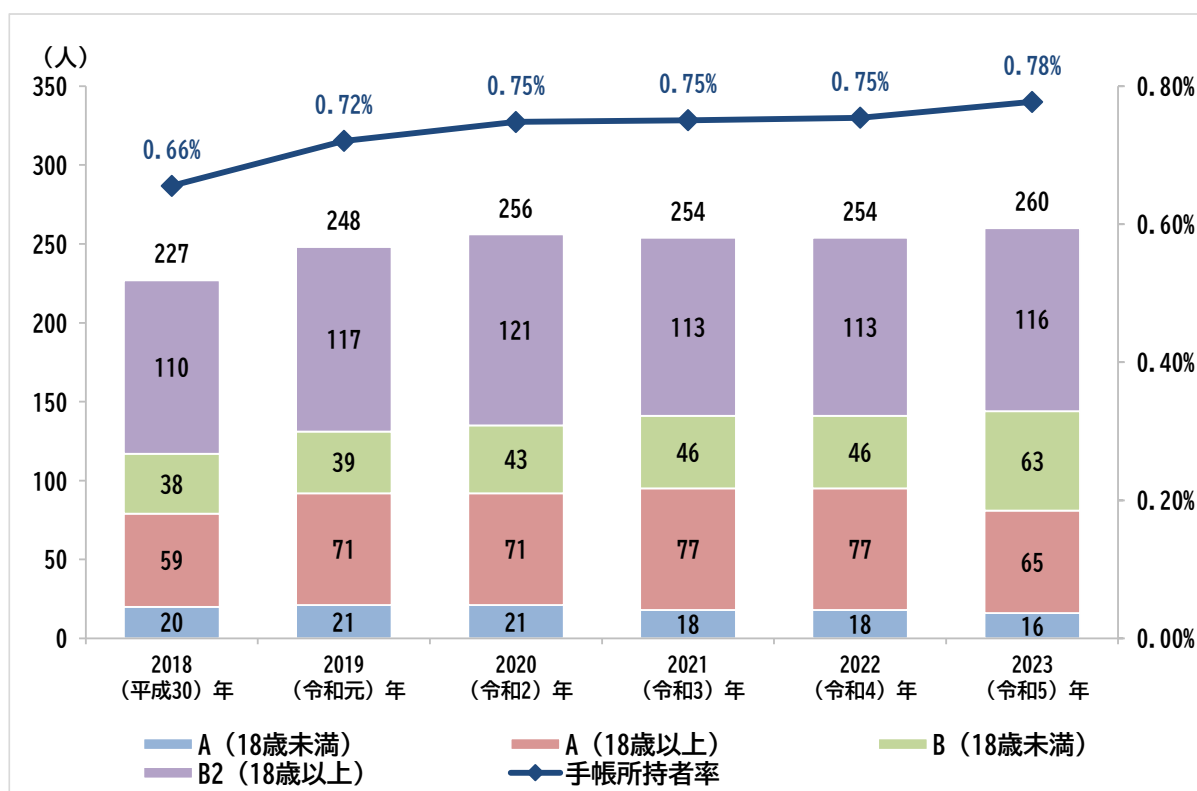


資料：中部保健所報告（各年3月末）

(5) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数をみると、令和5年では260人となり、増加傾向となっています。障がい程度別・年齢階層別にみると、「B（18歳未満）」は増加傾向で推移しています。

図表 7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移



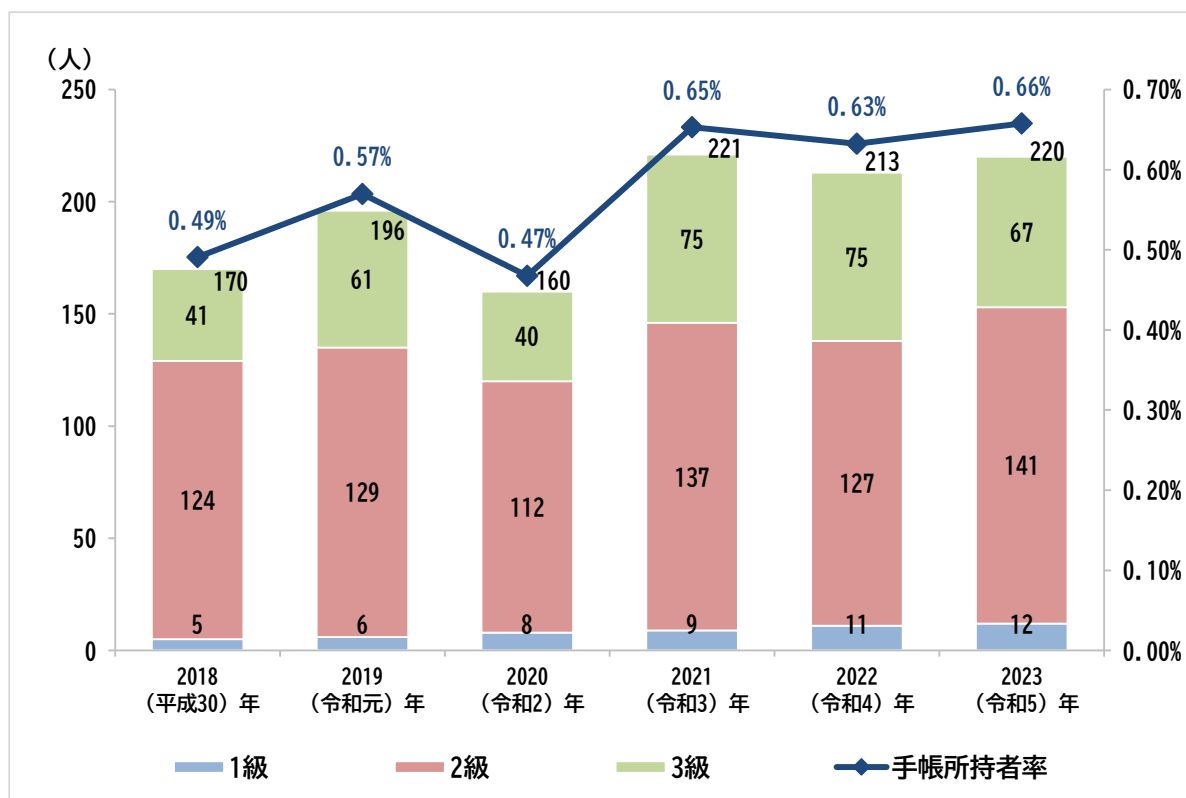
資料：中部保健所報告（各年3月末）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、令和5年では220人となり、増加傾向で推移しています。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、令和5年度は、全体の64.0%を占めています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：中部保健所報告（各年3月末）

(7) 自立支援医療の状況

①更生医療・育成医療受給者数の推移

更生医療・育成医療は、障がい除去・軽減するための治療等にかかる医療費の自己負担を軽減するための制度です。18歳以上が更生医療、18歳未満が育成医療の対象となります。本市においては、令和4年度の受給者数が更生医療64人、育成医療8人となっています。

図表 9 更生医療受給者数

種別	受給者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	22	23	19
視覚障害			
聴覚平衡機能障害			
音声・言語・そしゃく機能障害			
心臓機能障害		1	
腎臓機能障害	50	47	43
小腸機能障害			
肝臓機能障害			
その他内臓障害			
免疫機能障害	1	2	2
計	73	73	64

資料：由布市調べ

図表 10 育成医療受給者数

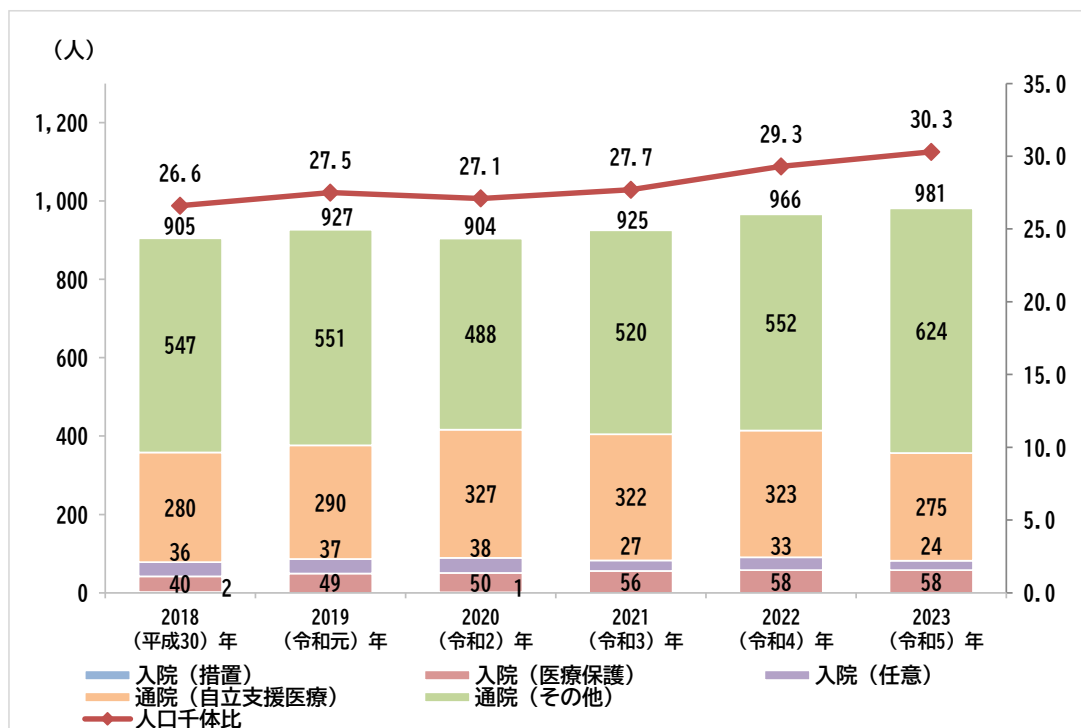
種別	受給者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由			
視覚障害			
聴覚平衡機能障害			
音声・言語・そしゃく機能障害	13	10	6
心臓機能障害	1	1	
腎臓機能障害			
小腸機能障害			2
肝臓機能障害			
その他内臓障害			
免疫機能障害			
計	14	11	8

資料：由布市調べ

②精神通院医療受給者数、精神科への入院・通院患者数の推移

精神通院医療は、通院による精神医療を続ける必要がある人の医療費の自己負担を軽減するための制度です。精神通院医療受給者数、精神科への入院・通院患者数をみると、令和5年では981人となり、通院が全体の約9割を占めています。

図表 11 精神通院医療受給者数、精神科への入院・通院患者数の推移



資料：福祉課調べ（各年6月末、人口は7月1日現在住民基本台帳）

図表 12 精神通院医療申請者数

種別	申請者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
症状性を含む器質性精神障害	42	32	25
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	4	4	6
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	169	151	151
気分（感情）障害	187	164	170
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	29	24	25
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	－	－	1
成人の人格及び行動の障害	1	1	0
精神遅滞	23	24	22
心理的発達障害	17	27	25
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	26	24	27
てんかん	57	62	60
計	555	513	512

資料：由布市調べ

(8) 難病患者の状況

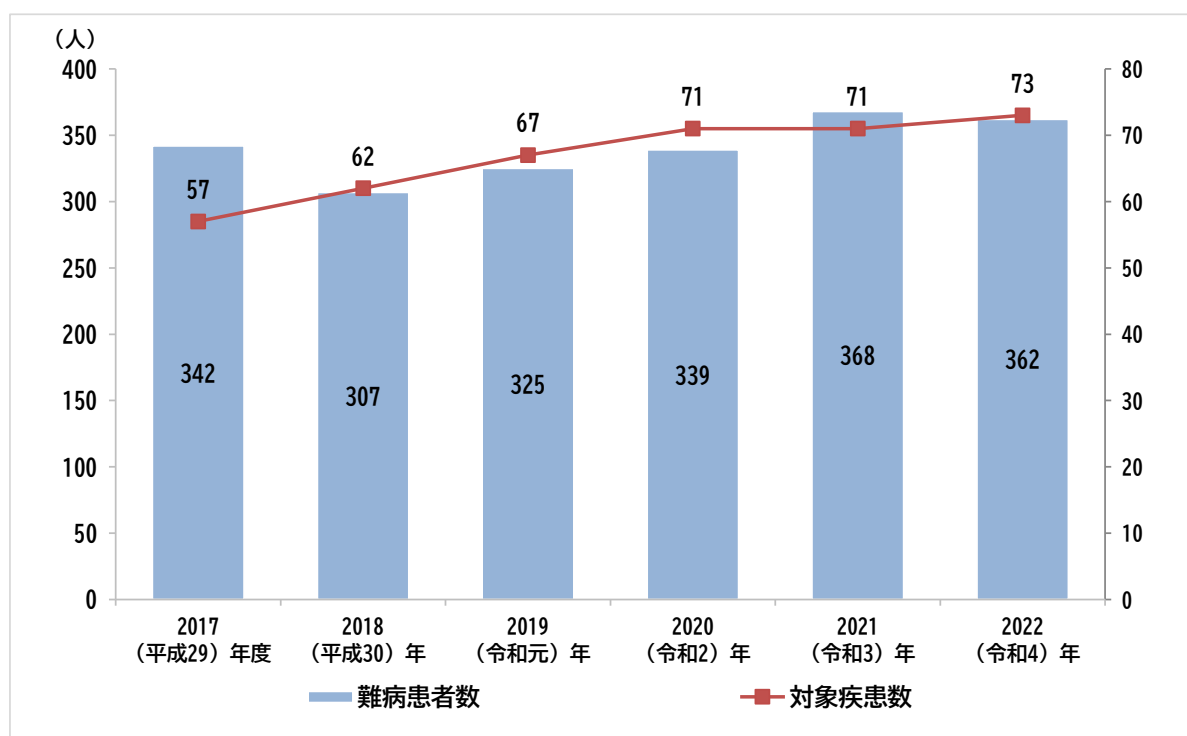
①指定難病・特定疾患認定患者の状況

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されています。

その中で、特定の疾病につき治療の確立や患者の負担軽減のために、医療費の公的負担制度があり、国、県が実施しています。

令和4年4月1日現在の指定難病患者数は、対象疾患数73疾病、362人となっています。

図表 13 特定医療費(指定難病)受給者数



資料：中部保健所報告（各年4月1日）

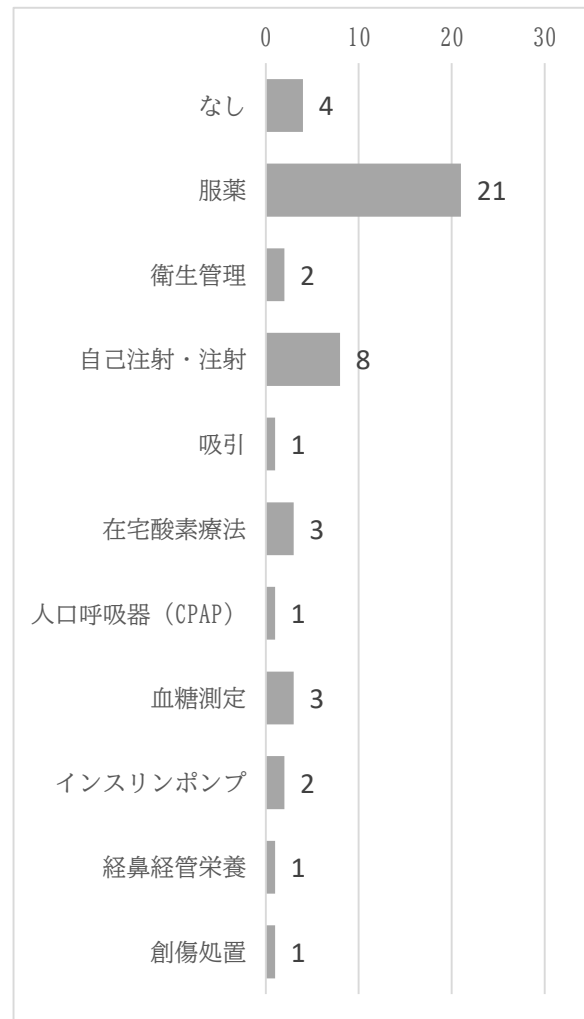
②小児慢性特定疾患治療研究事業認定患者の状況

令和5年3月31日現在の小児慢性特定疾患治療研究事業の認定患者数は35人となっています。

図表 14 小児慢性特定疾患治療研究事業認定患者の状況

- 1)疾患群別受給者数（単位：人）N=35 2)医療的ケア別受給者数（単位：人）
※複数回答 3

	男	女	計
悪性新生物	1	3	4
慢性腎疾患	2	2	4
慢性呼吸器疾患	0	0	0
慢性心疾患	4	3	7
内分泌疾患	2	2	4
膠原病	0	0	0
糖尿病	1	2	3
先天性代謝異常	0	0	0
血液疾患	1	0	1
神経・筋疾患	2	0	2
慢性消化器疾患	2	1	3
染色体又は遺伝子に変化を伴う発症群	2	0	2
皮膚疾患群	1	1	2
骨系統疾患	2	0	2
脈管系疾患	1	0	1



資料：中部保健所報告（令和5年3月31日現在）

(9) 障がい児の就学の状況

①特別支援学校への就学状況

特別支援学校の就学状況は以下のとおりです。

図表 15 特別支援学校の在籍者状況

■小学部

	学級数	児童数（人）			計
		低学年	中学年	高学年	
平成 30 年度	8	7/7	6/6	6/6	19/19
令和元年度	8	7/7	7/7	8/8	22/22
令和 2 年度	8	8/8	8/8	7/7	23/23
令和 3 年度	8	13/13	8/8	8/8	29/29
令和 4 年度	8	12/12	9/9	9/9	30/30
令和 5 年度	8	10/10	12/12	9/9	31/31

■中学部

	学級数	生徒数（人）			計
		1 年生	2 年生	3 年生	
平成 30 年度	6	4/4	1/2	6/6	11/12
令和元年度	4	2/2	4/4	1/2	7/8
令和 2 年度	5	6/6	2/2	5/5	13/13
令和 3 年度	5	3/4	6/6	3/3	12/13
令和 4 年度	7	9/9	3/4	6/6	18/19
令和 5 年度	5	5/6	9/9	3/4	18/19

■高等部

	学級数	生徒数（人）			計
		1 年生	2 年生	3 年生	
平成 30 年度	6	9/9	9/10	7/8	25/27
令和元年度	7	7/7	9/9	9/10	25/26
令和 2 年度	7	5/6	7/7	8/8	20/21
令和 3 年度	6	7/7	5/6	7/7	19/20
令和 4 年度	6	3/3	8/8	5/6	16/17
令和 5 年度	6	11/11	3/3	7/8	21/22

※由布市在住児童・生徒数／支援学校在籍児童

資料：各年度 5 月 1 日現在 県立由布支援学校

②市内の特別支援学級の状況

市内の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

図表 16 小、中学校特別支援学級の在籍者状況

■小学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）						計
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
平成30年度	11	18	19	12	25	8	12	8	84
令和元年度	10	18	15	21	13	25	9	10	93
令和2年度	10	19	13	16	24	14	24	10	101
令和3年度	10	23	14	17	16	27	15	25	114
令和4年度	10	23	18	15	21	17	30	18	119
令和5年度	10	25	18	26	16	22	19	30	131

■中学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	生徒数（人）			計
			1年生	2年生	3年生	
平成30年度	3	6	6	8	7	21
令和元年度	3	6	5	4	8	17
令和2年度	3	6	8	6	4	18
令和3年度	3	6	12	15	7	34
令和4年度	3	9	19	14	16	49
令和5年度	3	10	14	19	16	49

資料：各年度 5 月 1 日現在 市教育委員会

(10) 障がい者の就業状況

大分公共職業安定所が管轄する由布市及び大分市の事業所において、障がい者の就業状況は、令和4年度の雇用義務企業数（従業員43.5人以上の企業）464事業所のうち、国の定める法定雇用率（2.3％）を達成した企業は、令和元年度より2.8ポイント減少し、55.2%となっています。

また、令和4年度の障がい者実雇用率は令和元年の2.41%から0.05ポイント減少し2.36%となっており、国の定める法定雇用率（2.3％）を達成しています。

一方、令和4年度の大分県全体での民間事業所の障がい者実雇用率は2.61%となっており、大分公共職業安定所管内の障がい者実雇用率よりやや上回っています。達成企業の割合も61.5%となっており、大分公共職業安定所管内の達成企業の割合を6.3ポイント上回っています。

図表 17 大分公共職業安定所(由布市管轄)における民間事業所の雇用状況

年	①企業数	②算定基礎 労働者数 (人)	障害者数計		④実雇用率 $\text{③}/\text{②}\times 100$	⑤法定雇用 率達成企業 数	⑥法定雇用率 達成企業割合 $\text{⑤}/\text{①}\times 100$
			実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和元年	443	68,898.0	1,522	1,662.5	2.41%	257	58.0%
令和2年	446	69,254.0	1,533	1,646.0	2.38%	247	55.4%
令和3年	455	68,484.5	1,517	1,644.0	2.40%	258	56.7%
令和4年	464	68,352.0	1,497	1,613.5	2.36%	256	55.2%

資料：大分公共職業安定所より

図表 18 大分県内における民間事業所の雇用状況

年	①企業数	②算定基礎 労働者数 (人)	障害者数計		④実雇用率 $\text{③}/\text{②}\times 100$	⑤法定雇用 率達成企業 数	⑥法定雇用率 達成企業割合 $\text{⑤}/\text{①}\times 100$
			実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和元年	860	130,216.5	2,894	3,360.0	2.58%	536	62.3%
令和2年	874	131,173.5	2,905	3,342.0	2.55%	531	60.8%
令和3年	900	130,342.5	2,937	3,369.5	2.59%	551	61.2%
令和4年	901	128,866.0	2,946	3,362.5	2.61%	554	61.5%

資料：大分公共職業安定所より

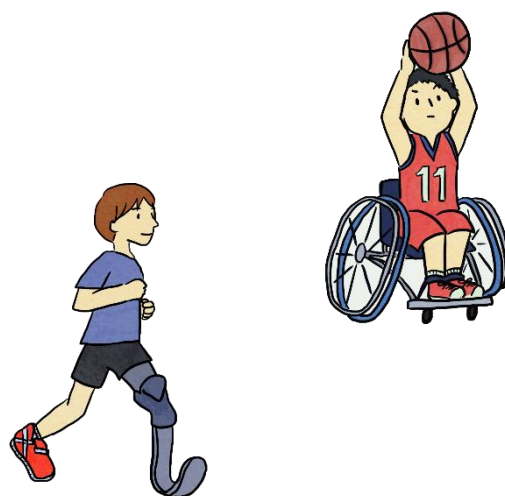
(11) 障がい者のスポーツ活動

各種スポーツ大会に積極的に参加しています。

図表 19 障がい者スポーツ大会と参加者(令和5年度開催分)

名称	参加状況
特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」	大分県代表として1名参加 (陸上競技)
第18回 大分県障がい者スポーツ大会	39名参加 (陸上競技、卓球、フライング ディスク、ボッチャ)

資料：由布市調べ



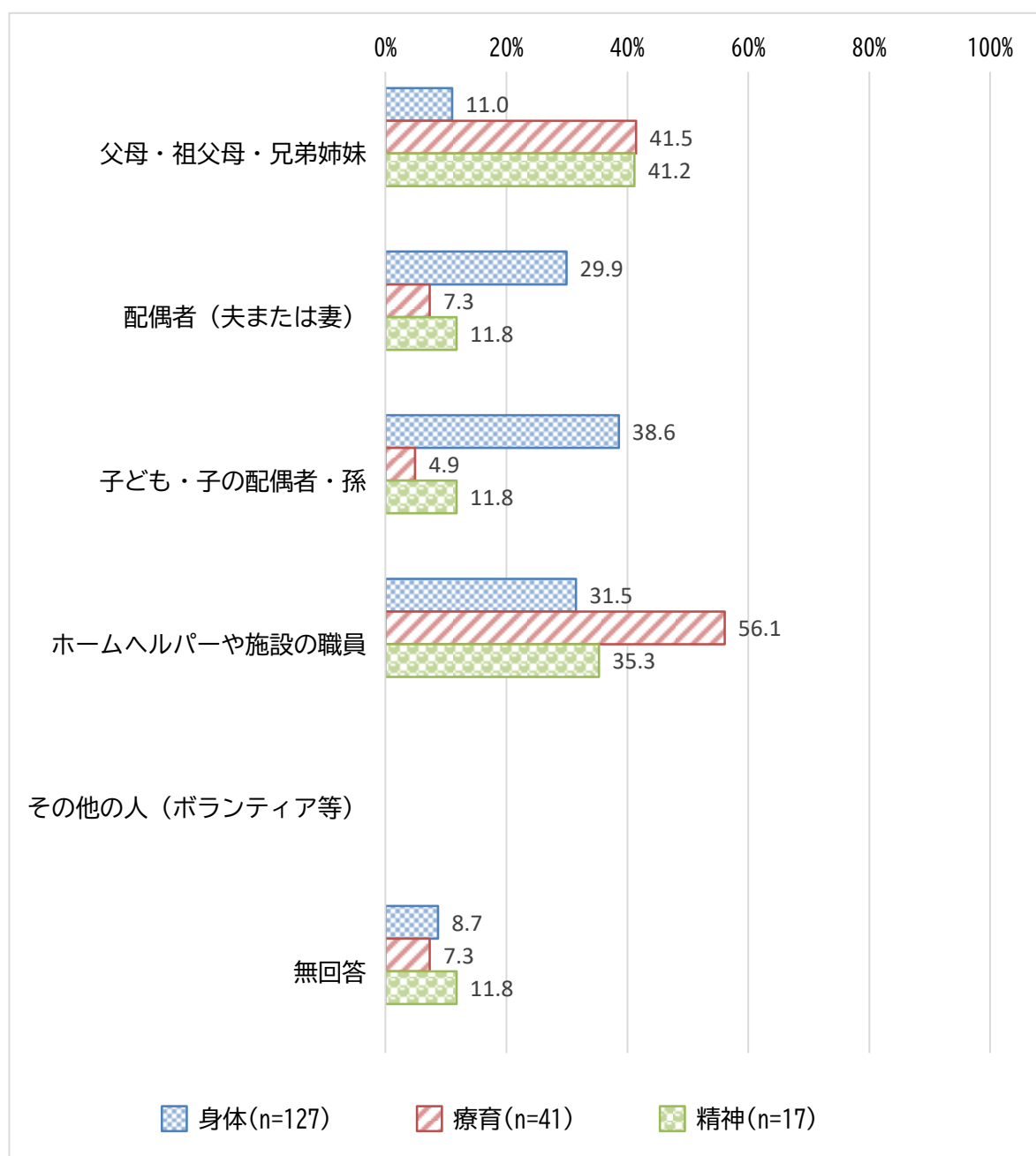
2. アンケート調査結果からみる由布市の現状

(1) 調査結果（障がい者手帳所持者 抜粋）

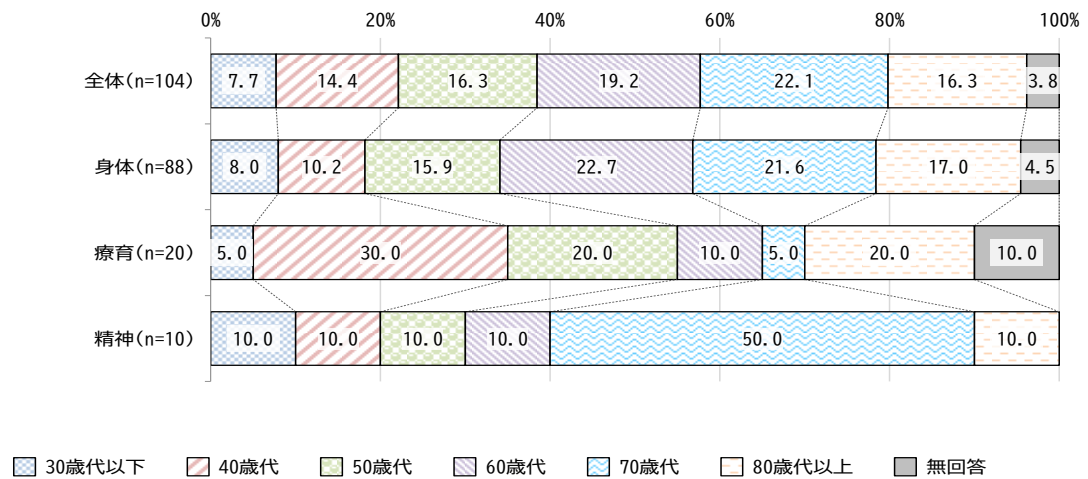
① 主な支援者の状況

「身体障害者手帳所持者」では「子ども・子の配偶者・孫」の割合が、「療育手帳所持者」では「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が最も高くなっています。

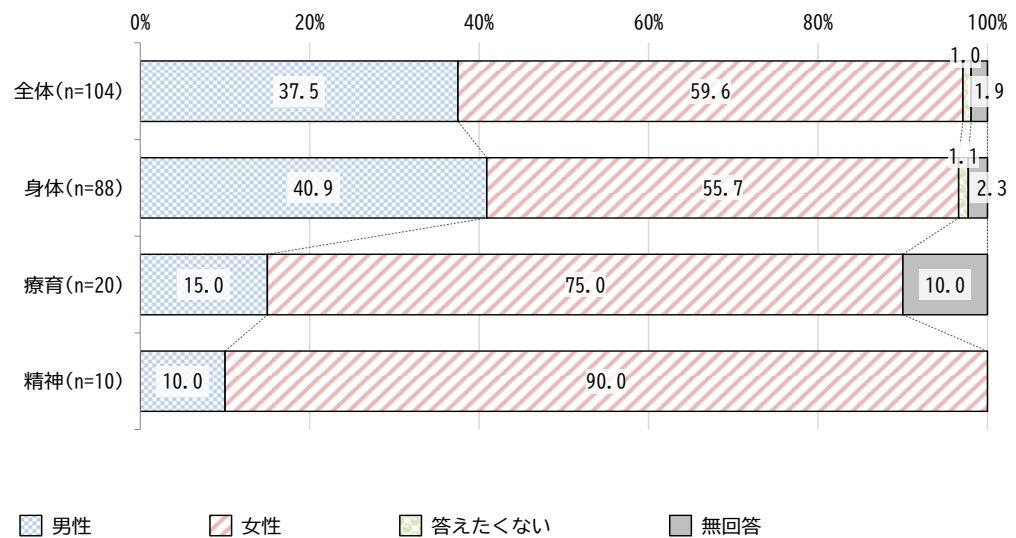
主な支援者を年代別でみると、60歳代以上が6割近くとなり、高齢化が伺えます。



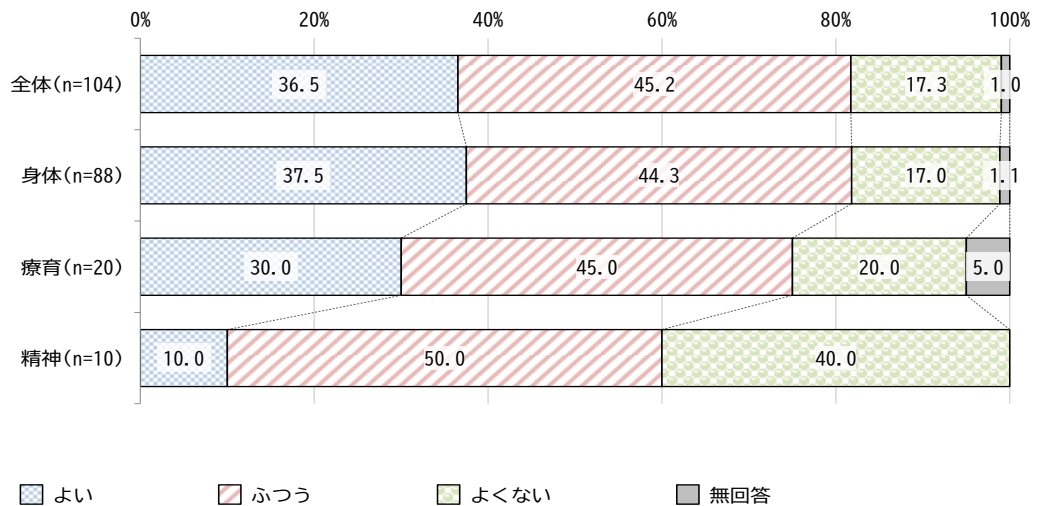
■支援者の年齢



■支援者の性別



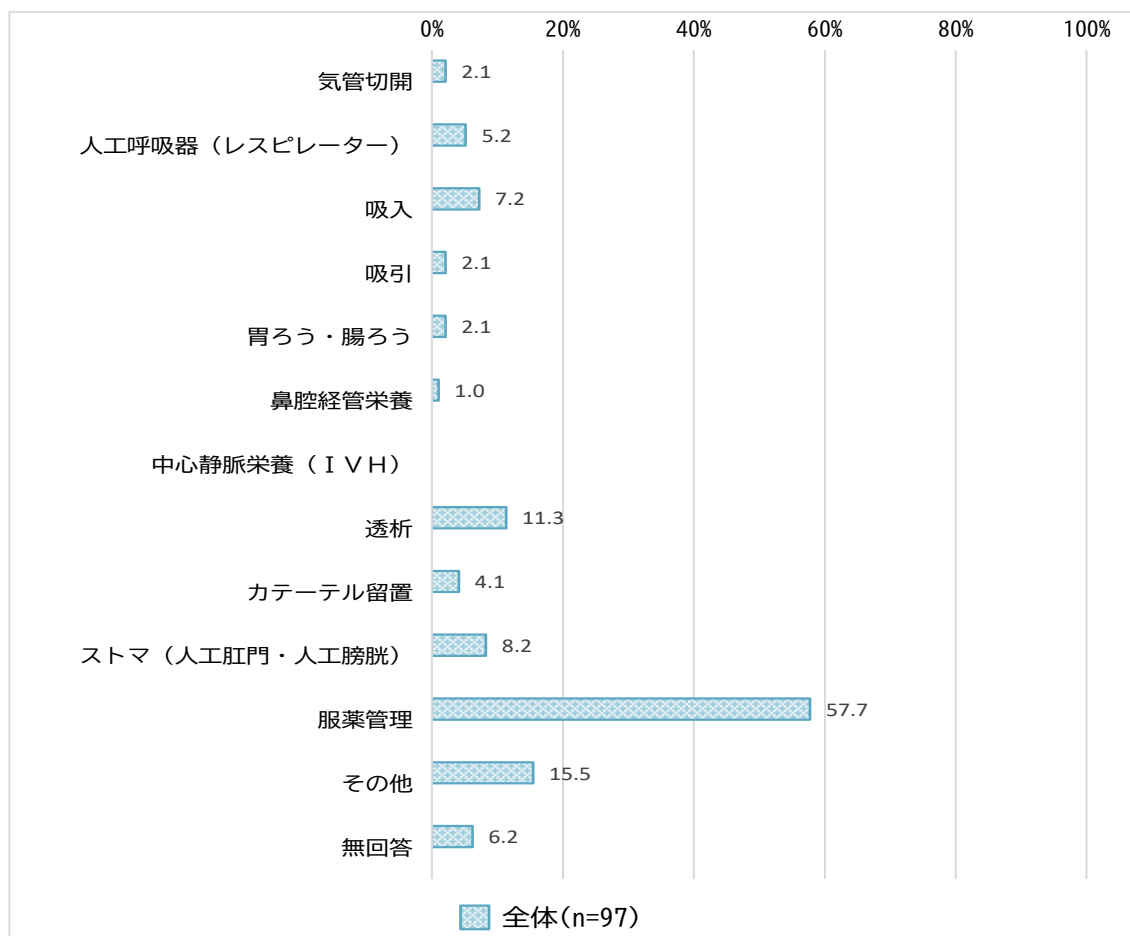
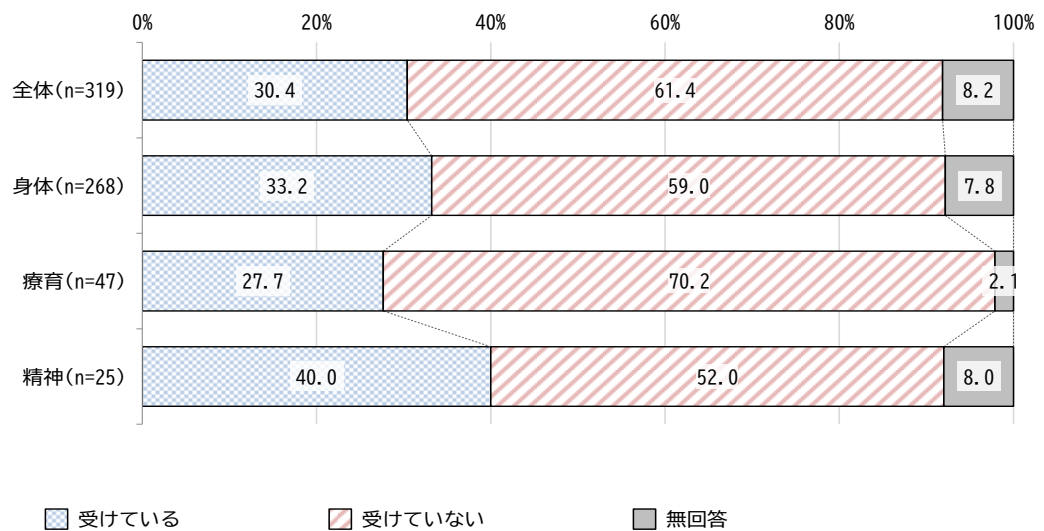
■支援者の健康状態



②医療的ケアの状況

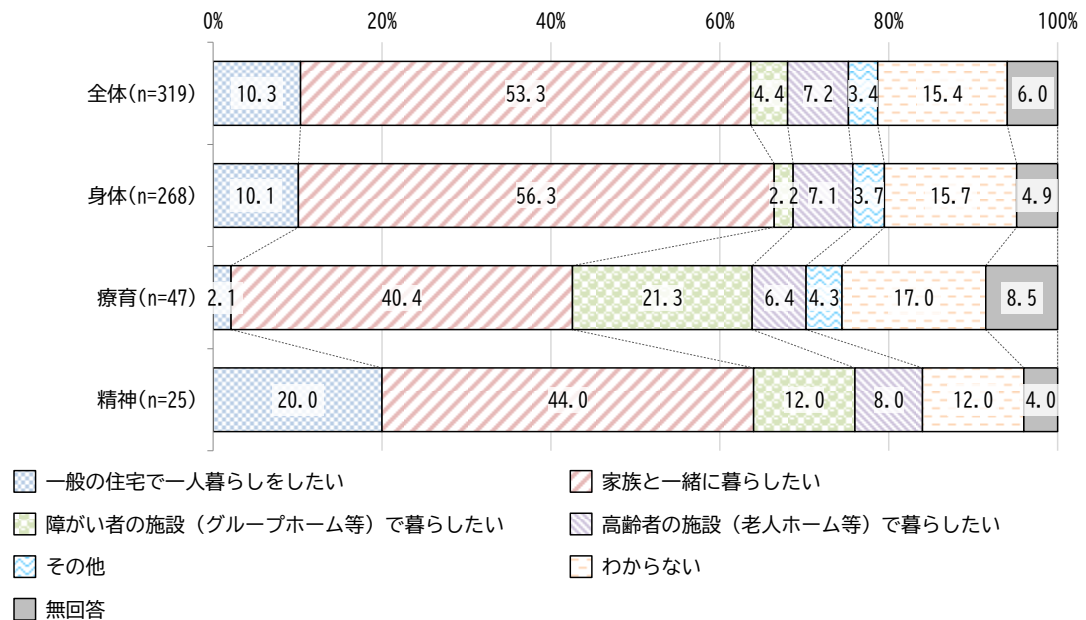
医療的ケアを受けている状況については、「受けている」30.4%、「受けていない」61.4%となっています。

現在受けている医療的ケアの内容については、「服薬管理」が57.7%と最も高く、次いで「その他」15.5%、「透析」11.3%となっています。



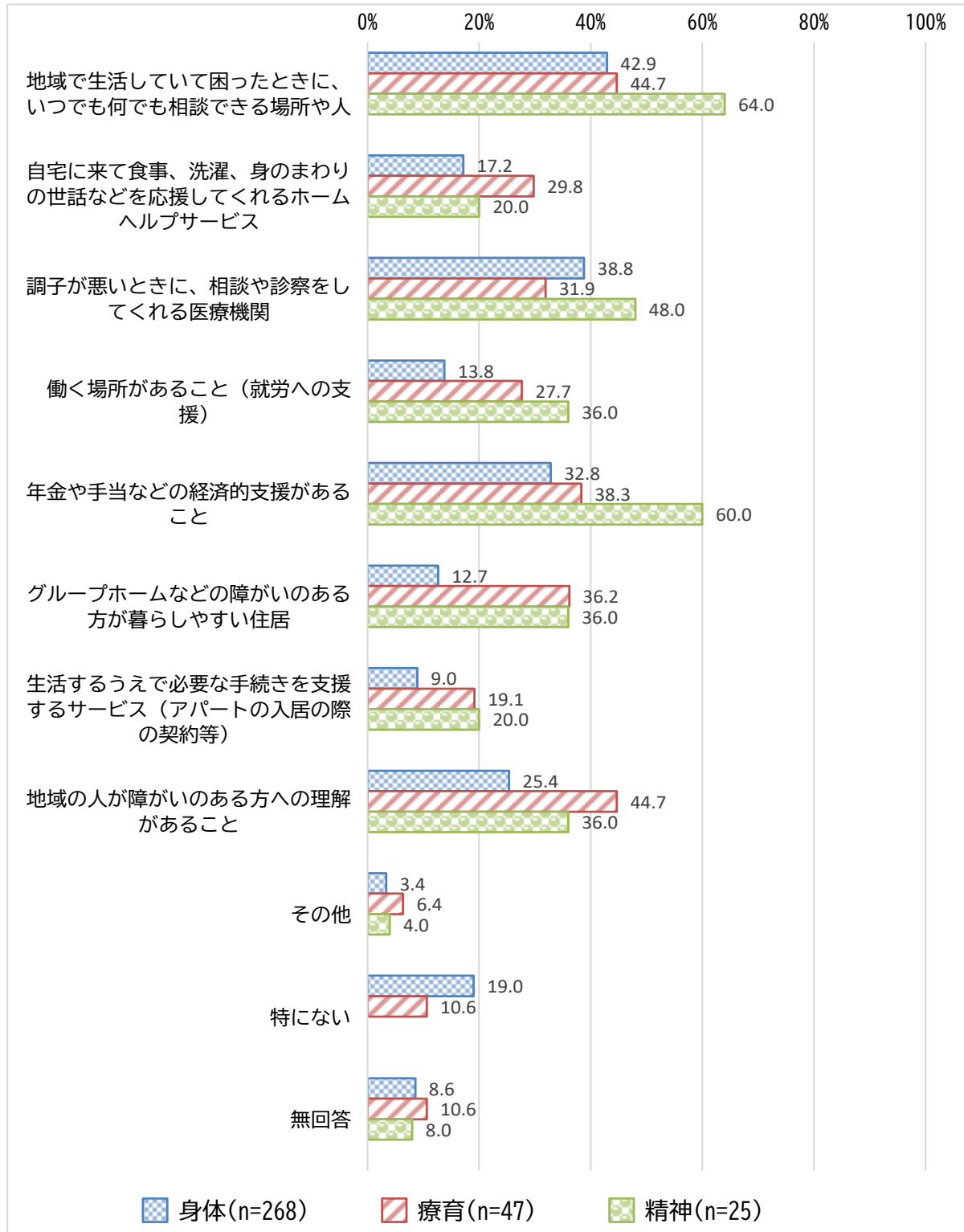
③今後3年以内の暮らしの希望

手帳種別でみると、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、「療育手帳所持者」では「障がい者の施設（グループホーム等）で暮らしたい」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が他と比べて高くなっています。



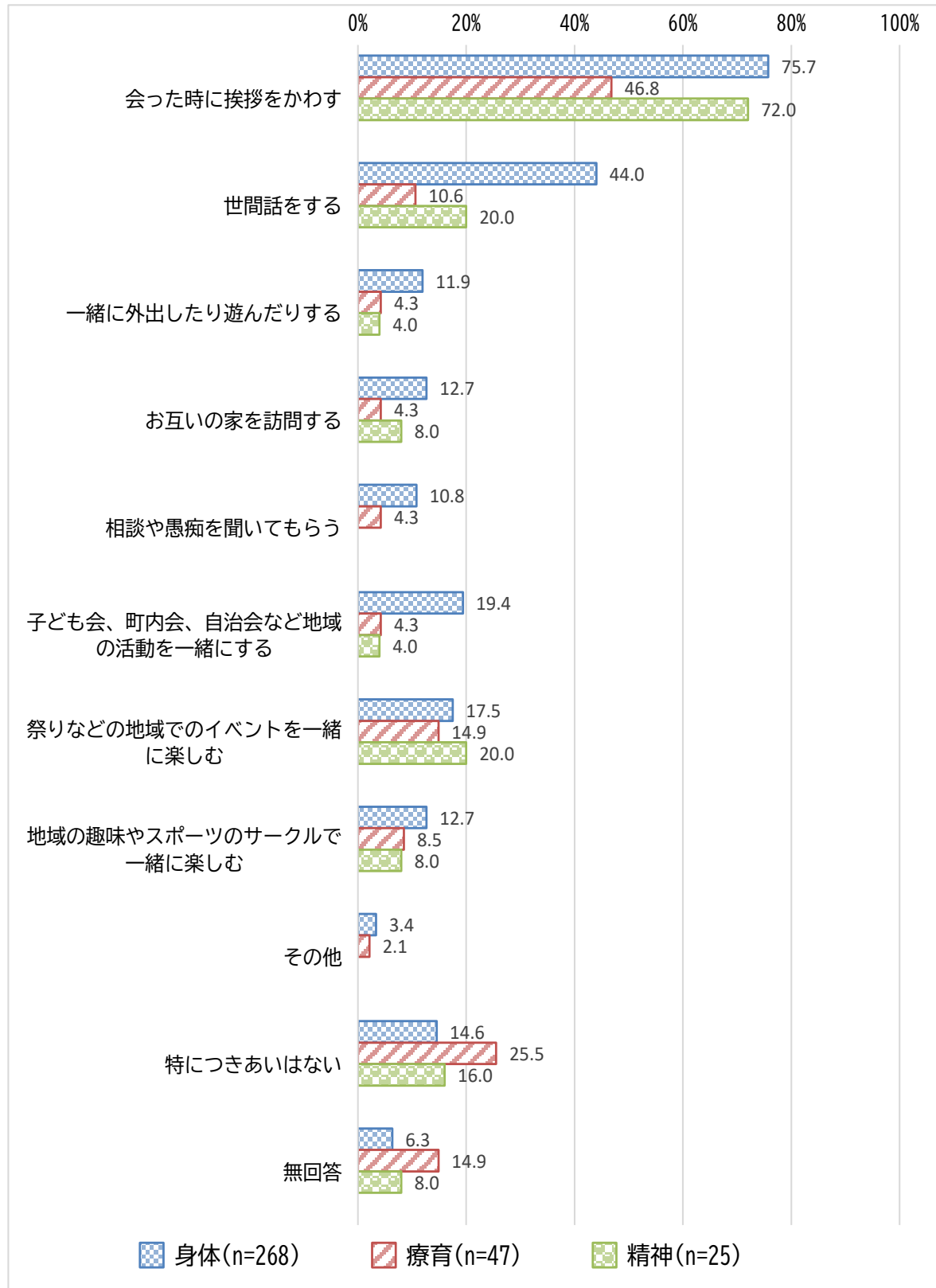
④地域で生活するために必要なこと

手帳種別でみると、いずれも「地域で生活していて困ったときに、いつでも何でも相談できる場所や人」の割合が最も高くなっていますが、「療育手帳所持者」では同率で「地域の人が障がいのある方への理解があること」の割合も高くなっています。



⑤近隣・地域の人とのつきあいの程度

近隣・地域の人とのつきあいの程度については、「会った時に挨拶をかわす」が最も高く、次いで「世間話をする」、「子ども会、町内会、自治会など地域の活動と一緒にする」が高くなっています。



⑥近隣・地域の人にしてほしいこと

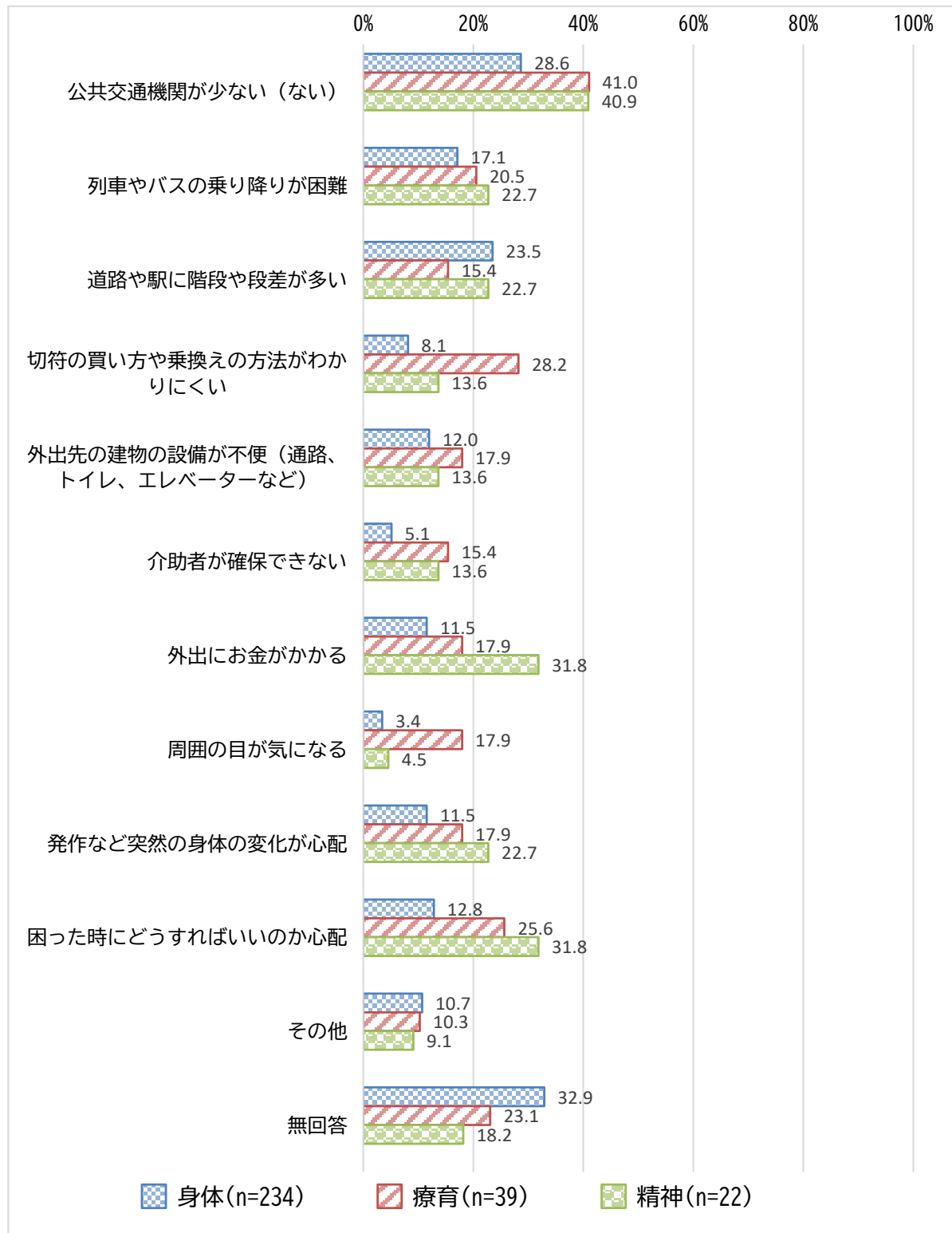
「災害や急病などの緊急時の支援」が最も高く、次いで「日常的な安否確認の声かけ」、「話し相手」が高くなっています。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では「何もしてほしくない」が28.0%と高くなっています。



⑦外出する時に困ること

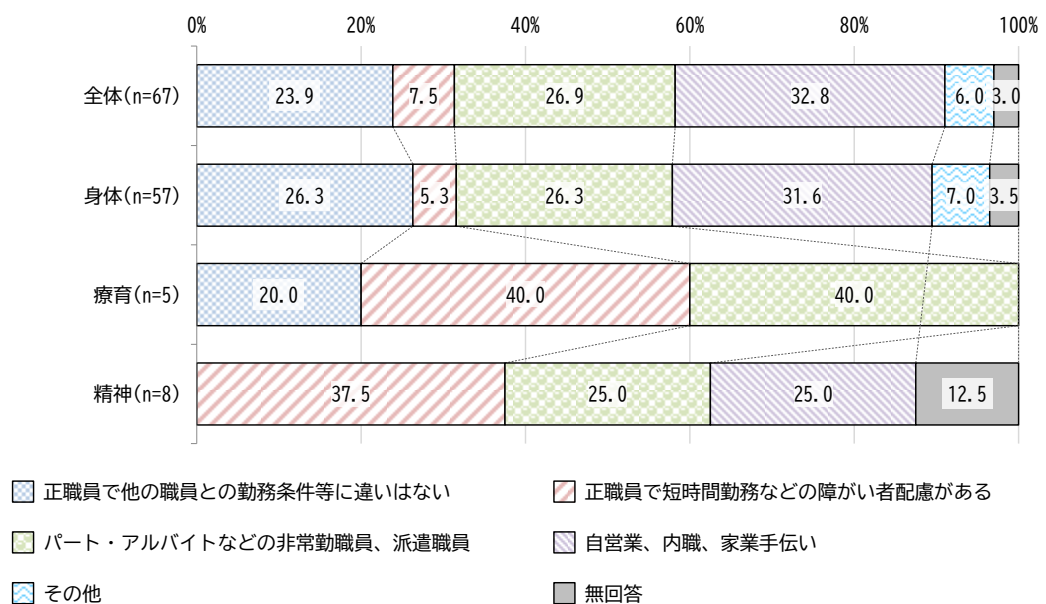
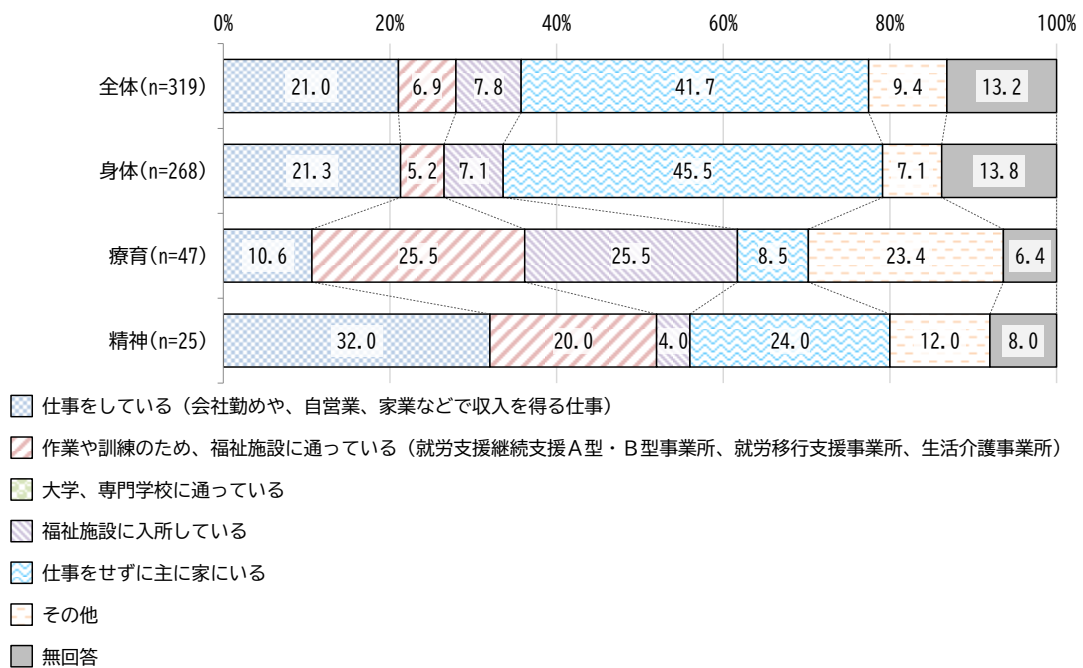
手帳種別でみると、いずれも「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が最も高くなっています。また、「療育手帳所持者」では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「外出にお金がかかる」の割合が他と比べて高くなっています。



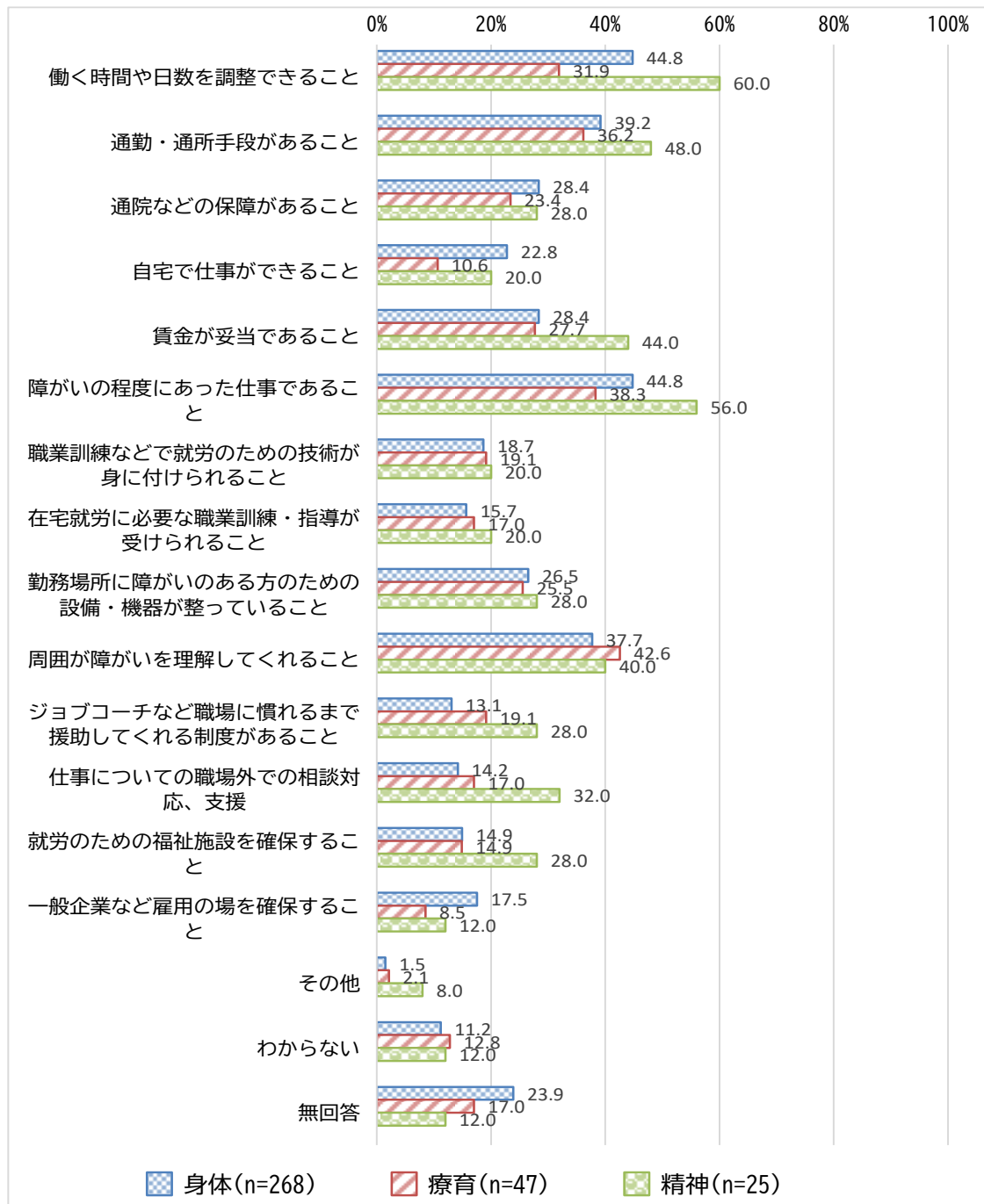
⑧就学・就労の状況

手帳種別でみると、「身体障害者手帳所持者」では「仕事をせずに主に家にいる」の割合が、「療育手帳所持者」では「作業や訓練のため、福祉施設に通っている（就労支援継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所）」「福祉施設に入所している」の割合が、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「仕事をしている（会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事）」の割合が最も高くなっています。

勤務形態については、「自営業、内職、家業手伝い」が32.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」26.9%、「正職員で他の職員との勤務条件等に違いはない」23.9%となっています。



障がいのある方が働くために必要な職場環境について手帳種別でみると、「身体障害者手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「働く時間や日数を調整できること」の割合が最も高くなっており、「身体障害者手帳所持者」では同率で「障がいの程度にあった仕事であること」の割合も高くなっています。また、「療育手帳所持者」では「周囲が障がいを理解してくれること」の割合が最も高くなっており、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「賃金が妥当であること」「障がいの程度にあった仕事であること」「仕事についての職場外での相談対応、支援」「就労のための福祉施設を確保すること」の割合が他と比べて高くなっています。



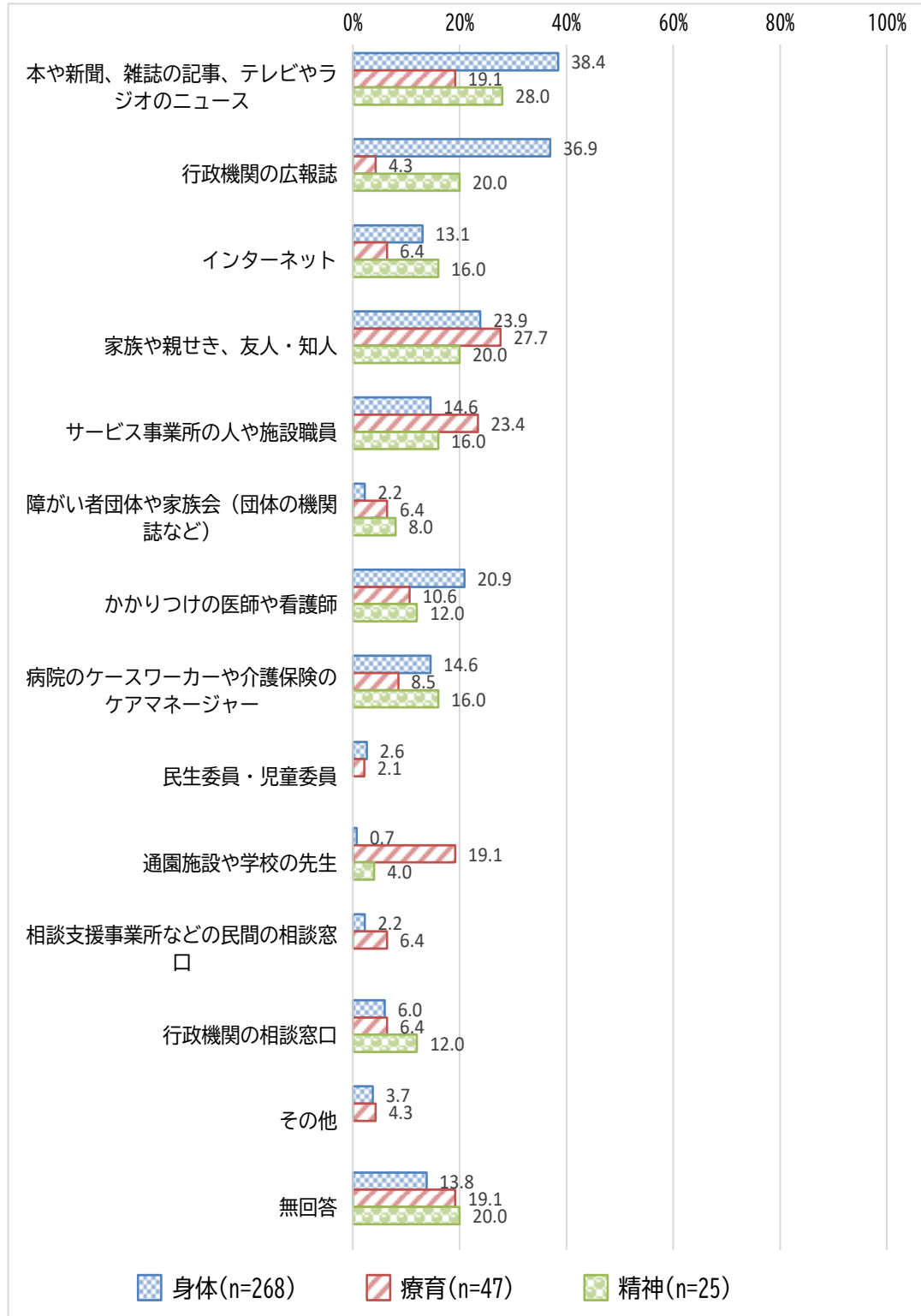
⑨悩みや困ったことの相談相手

手帳種別でみると、いずれも「家族や親せき」が5割を超えて最も高くなっていますが、「身体障害者手帳所持者」では「友人・知人」の割合が、「療育手帳所持者」では「施設の指導員など」の割合が他と比べて高くなっています。



⑩情報の入手先

手帳種別でみると、「療育手帳所持者」では「家族や親せき、友人・知人」の割合が最も高くなっていますが、それ以外は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が最も高くなっています。

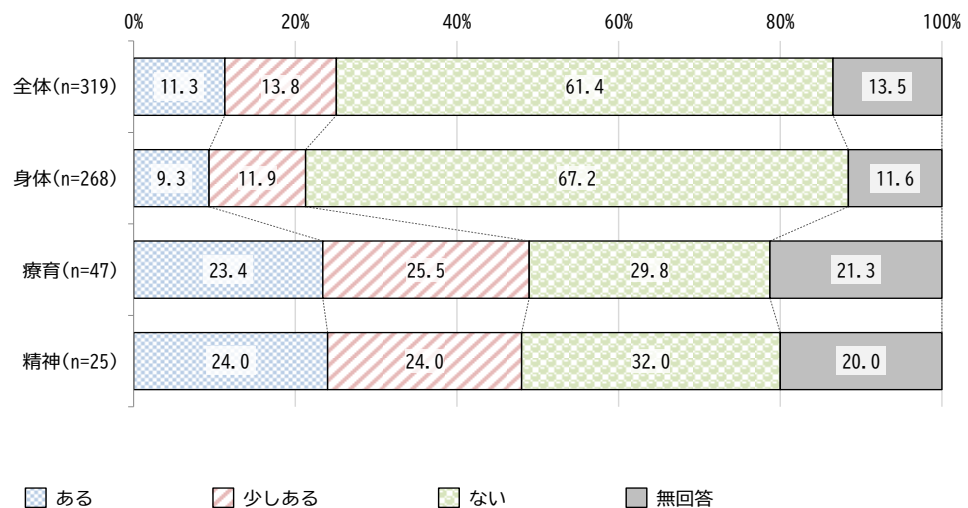


⑪差別や嫌な思いをする（した）経験

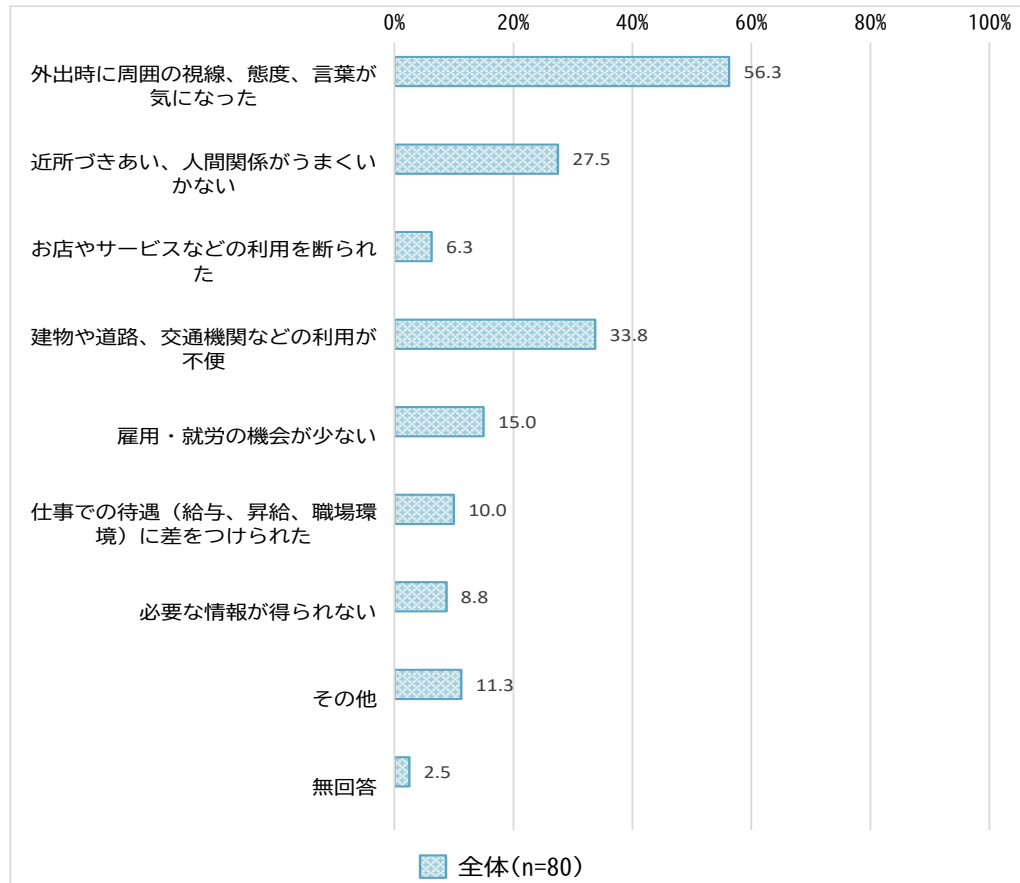
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験については、「ない」の割合が61.4%と最も高く、次いで「少しある」13.8%、「ある」11.3%となっています。

どのような時に差別や嫌な思いをする（した）かについては、「外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった」の割合が56.3%と最も高く、次いで「建物や道路、交通機関などの利用が不便」33.8%、「近所づきあい、人間関係がうまくいかない」27.5%となっています。

■差別や嫌な思いをする（した）経験



■差別や嫌な思いをする（した）時や機会

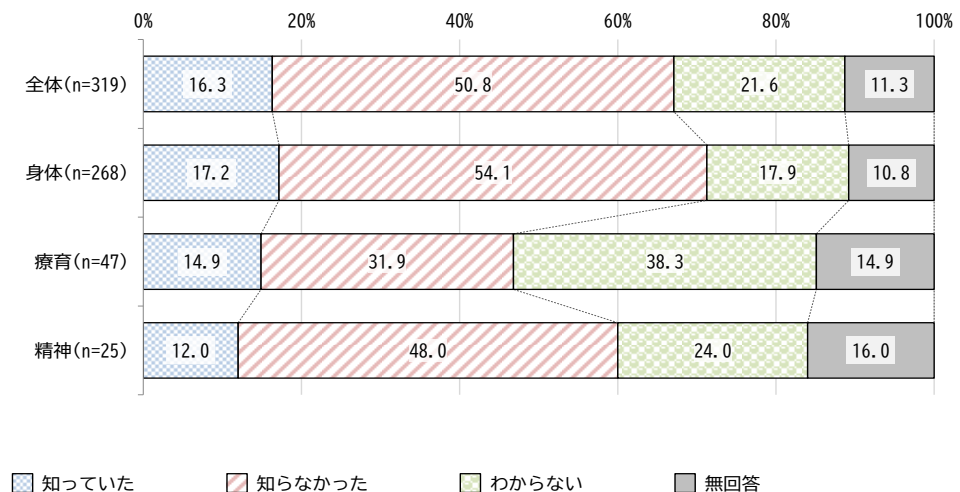


⑫法制度の認知度

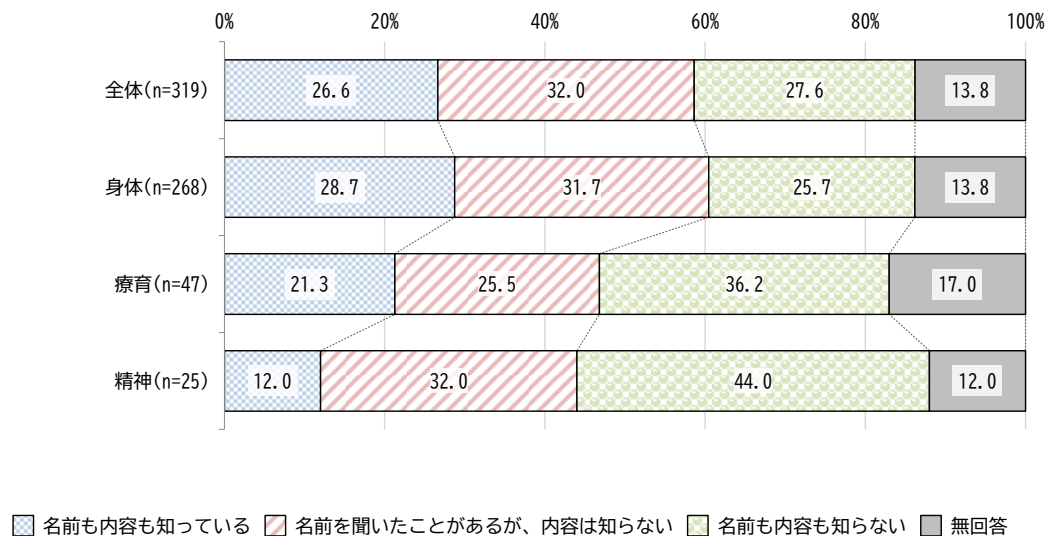
「障害者差別解消法」が施行されたことの認知度については、「知らなかった」の割合が50.8%と最も高く、次いで「わからない」21.6%、「知っていた」16.3%となっています。

成年後見制度の認知度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」27.6%、「名前も内容も知っている」26.6%となっています。

■障害者差別解消法の認知度



■成年後見制度の認知度

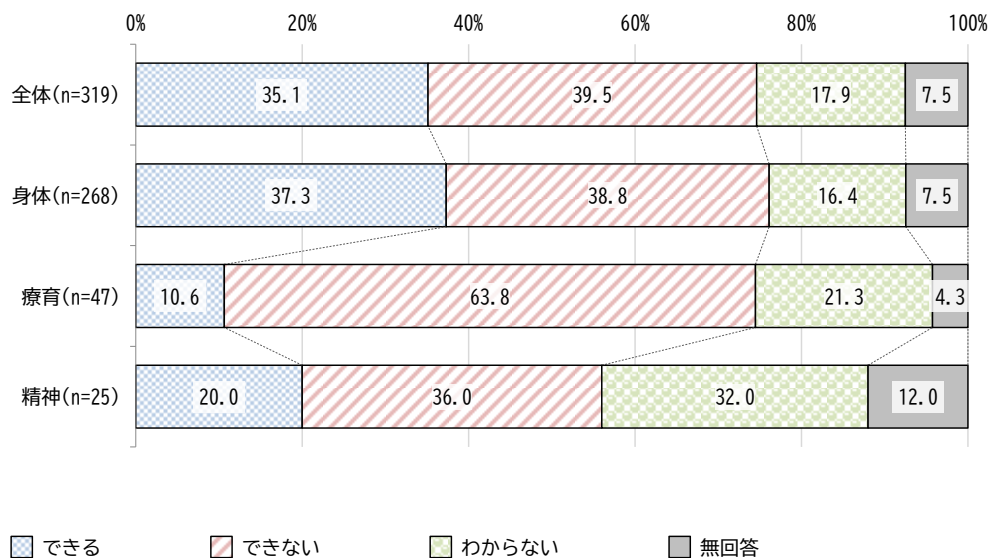


⑬災害時の避難等について

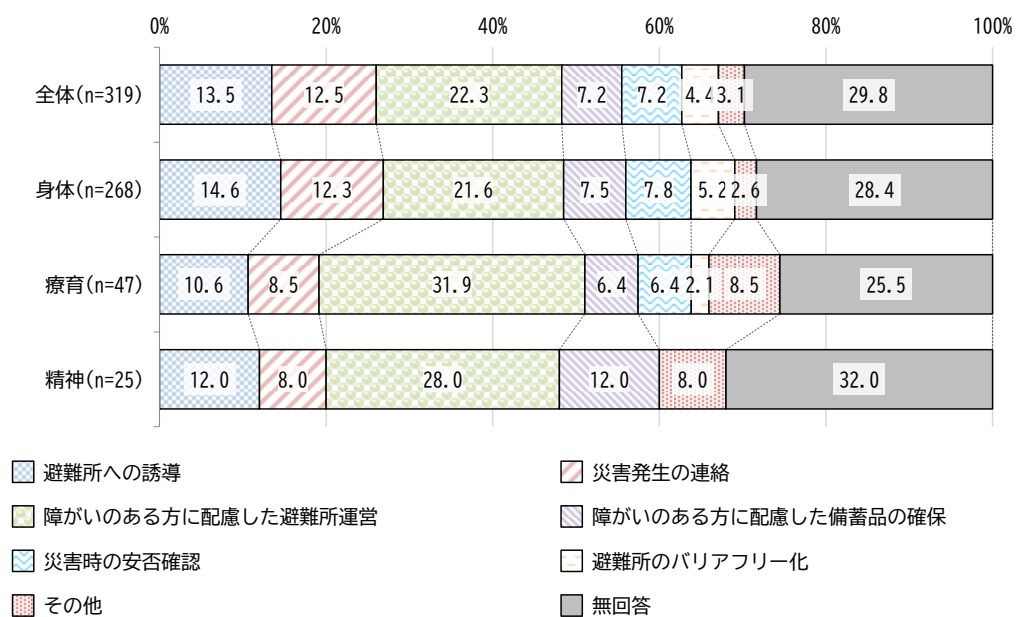
台風や地震などの災害時にひとりで避難できるかについては、「できない」の割合が39.5%と最も高く、次いで「できる」35.1%、「わからない」17.9%となっています。

災害時に希望する支援体制については、「障がいのある方に配慮した避難所運営」の割合が22.3%と最も高く、次いで「避難所への誘導」13.5%、「災害発生時の連絡」12.5%となっています。

■災害時にひとりで避難できるか



■災害時に希望する支援体制



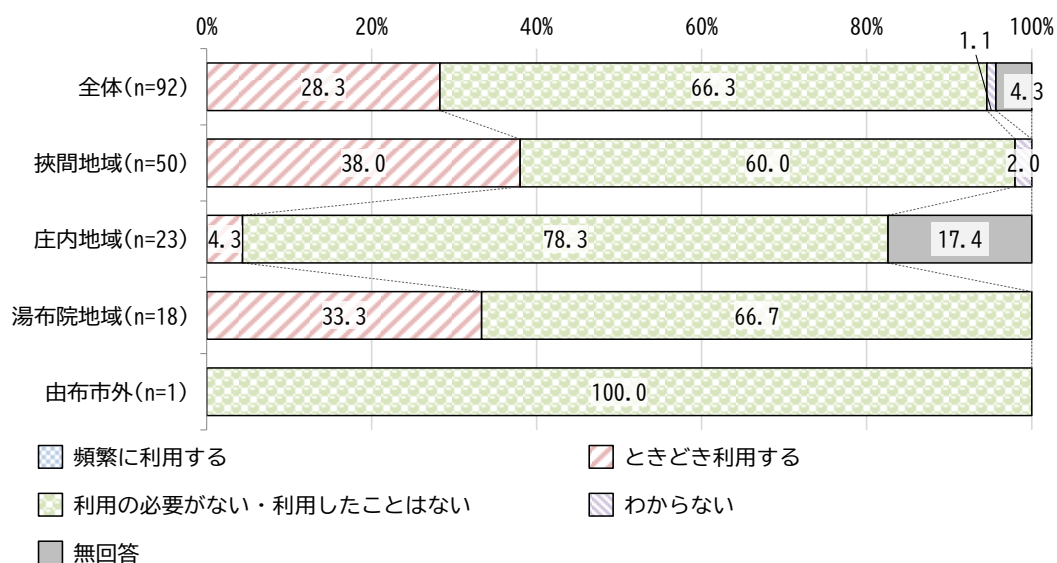
(2) 調査結果（市民 抜粋）

①障がい者に関する意識や考えについて

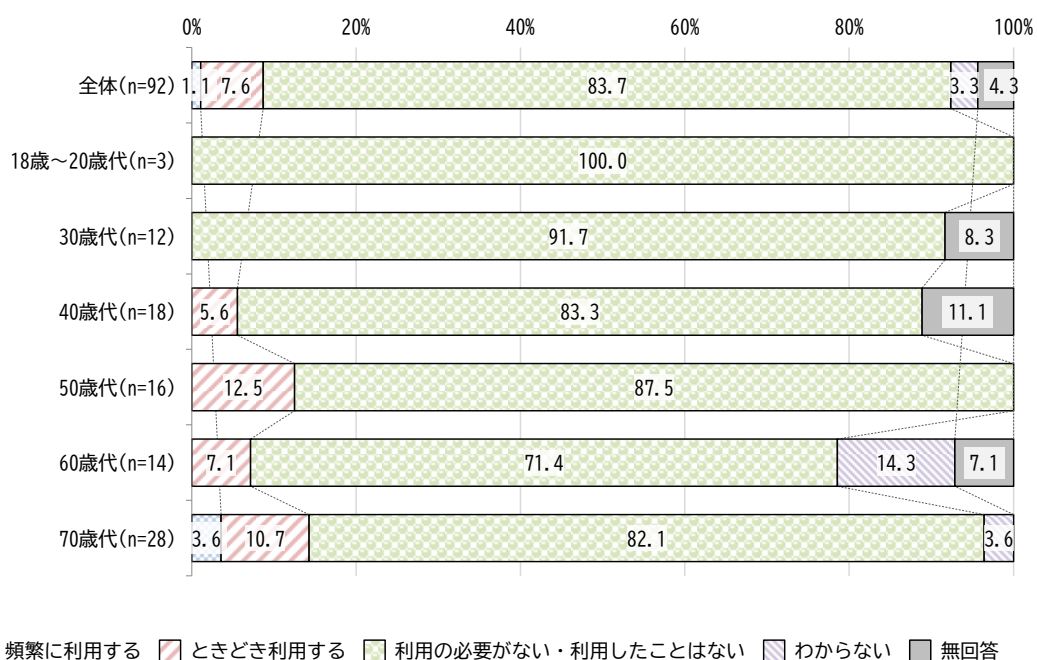
車いす利用者等のための「みんなのトイレ」を利用した経験については、「利用の必要がない・利用したことはない」の割合が66.3%、次いで「ときどき利用する」28.3%、「わからない」1.1%となっています。

「障がい者等優先駐車場」を利用した経験については、「利用の必要がない・利用したことはない」の割合が83.7%と最も高く、次いで「ときどき利用する」7.6%、「わからない」3.3%となっています。

■「みんなのトイレ」を利用した経験



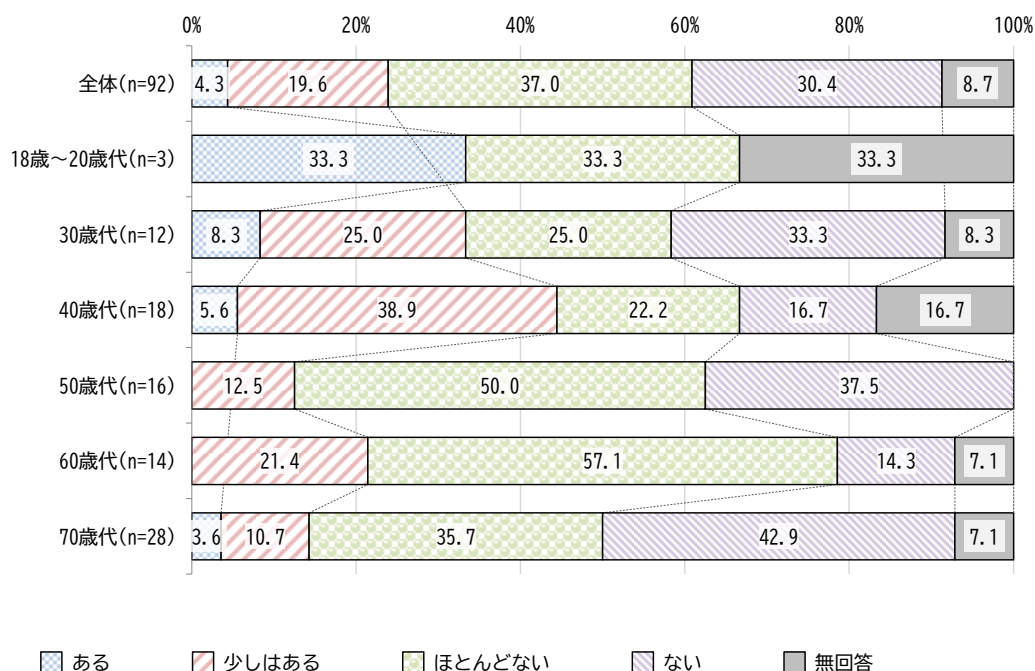
■「障がい者等優先駐車場」を利用した経験



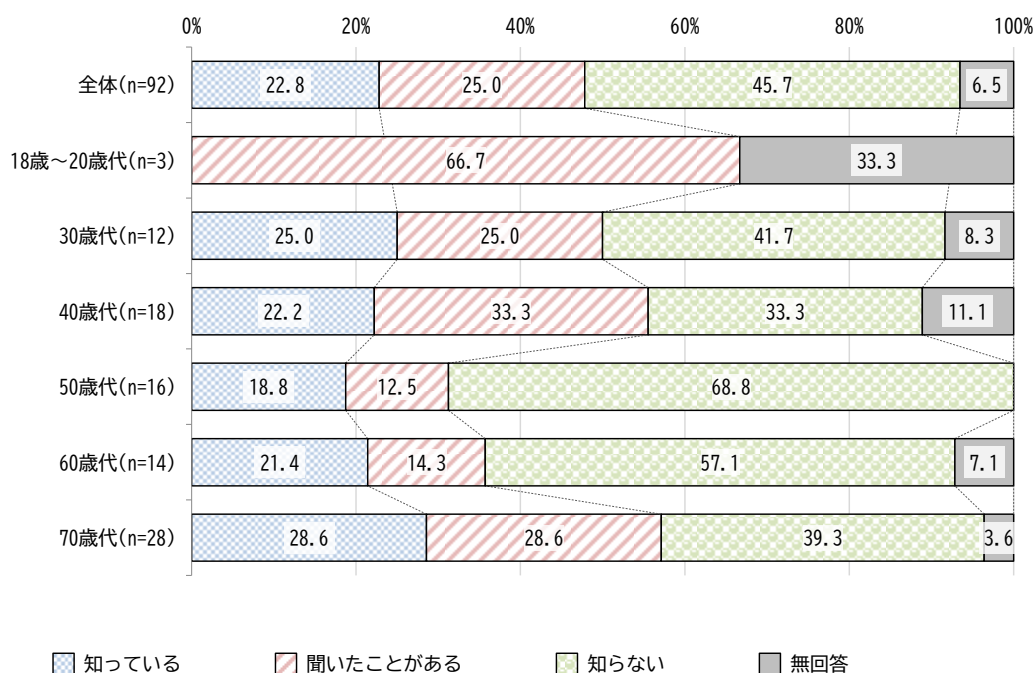
自分の中に障がいのある方に対しての偏見や差別があると思うかについては、「ほとんどない」の割合が 37.0%と最も高く、次いで「ない」30.4%、「少しはある」19.6%となっています。

障がいのある方に対して、合理的配慮をしないことが差別にあたると法律で定められたことの認知度については、「知らない」の割合が45.7%と最も高く、次いで「聞いたことがある」25.0%、「知っている」22.8%となっています。

■自分の中に障がいのある方に対しての偏見や差別があると思うか



■合理的配慮をしないことが差別にあたると法律で定められたことの認知度

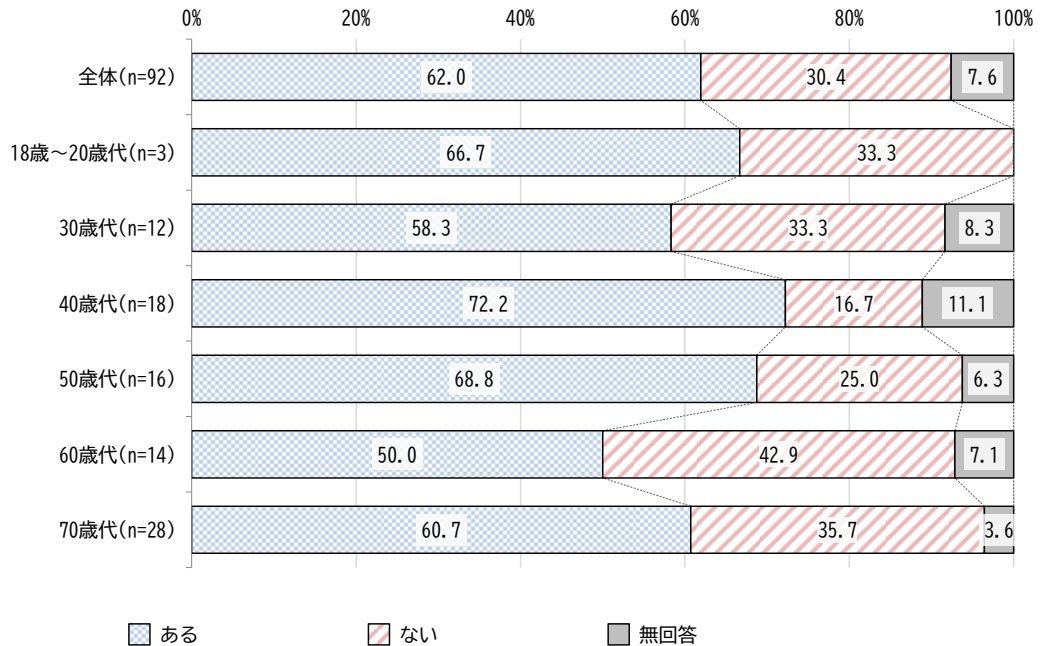


②障がいのある方とのふれあいについて

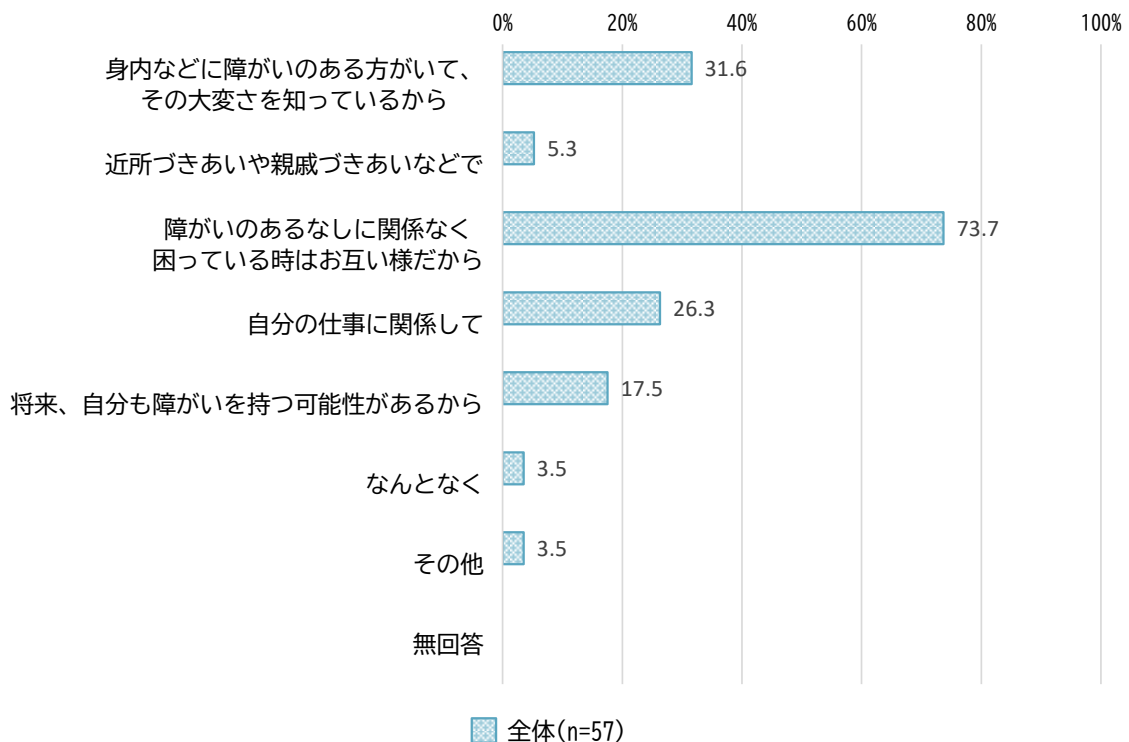
障がいのある方の手助けをしたことがあるかについては、「ある」の割合が62.0%、「ない」30.4%となっています。

どのような気持ちから障がいのある方を手助けしたかについては、「障がいのあるなしに関係なく困っている時はお互い様だから」の割合が73.7%と最も高く、次いで「身内などに障がいのある方がいて、その大変さを知っているから」31.6%、「自分の仕事に関係して」26.3%となっています。

■障がいのある方の手助けの有無



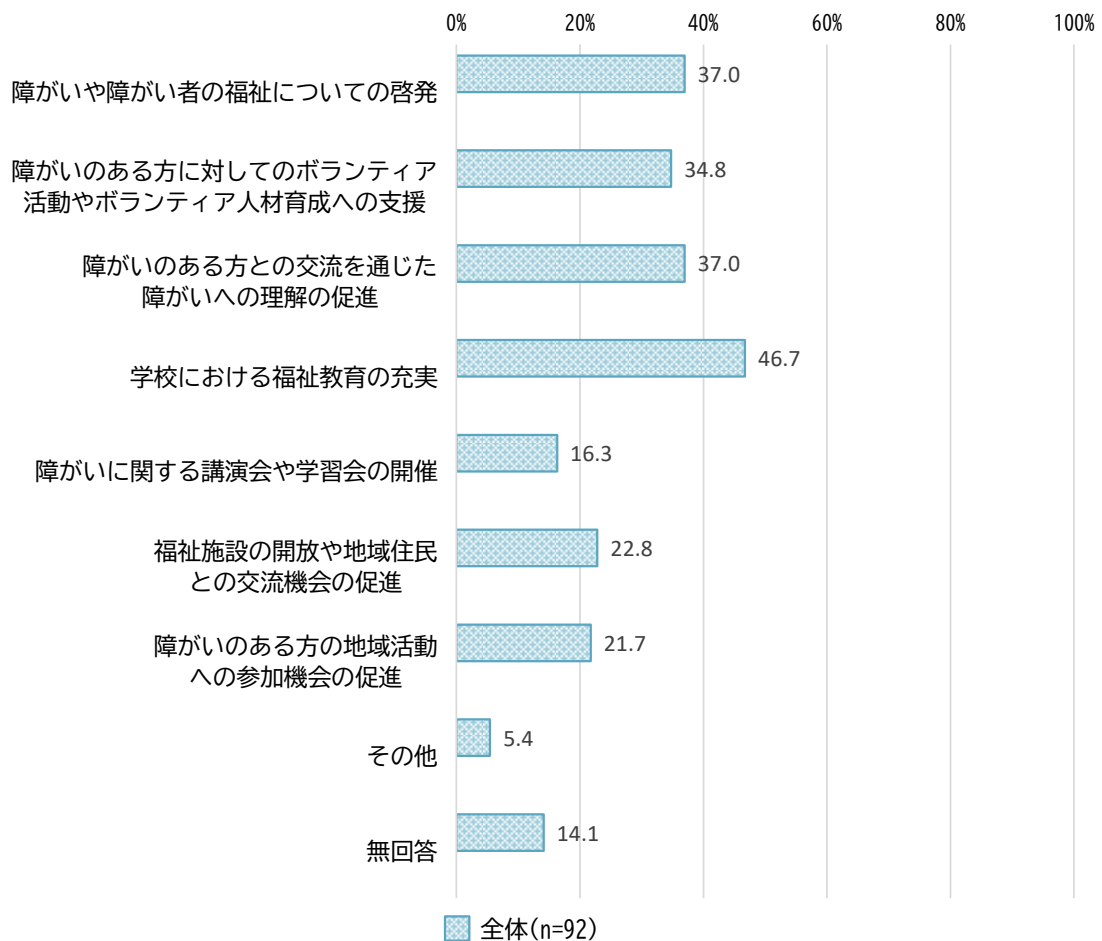
■手助けした理由



③由布市の障がい福祉施策について

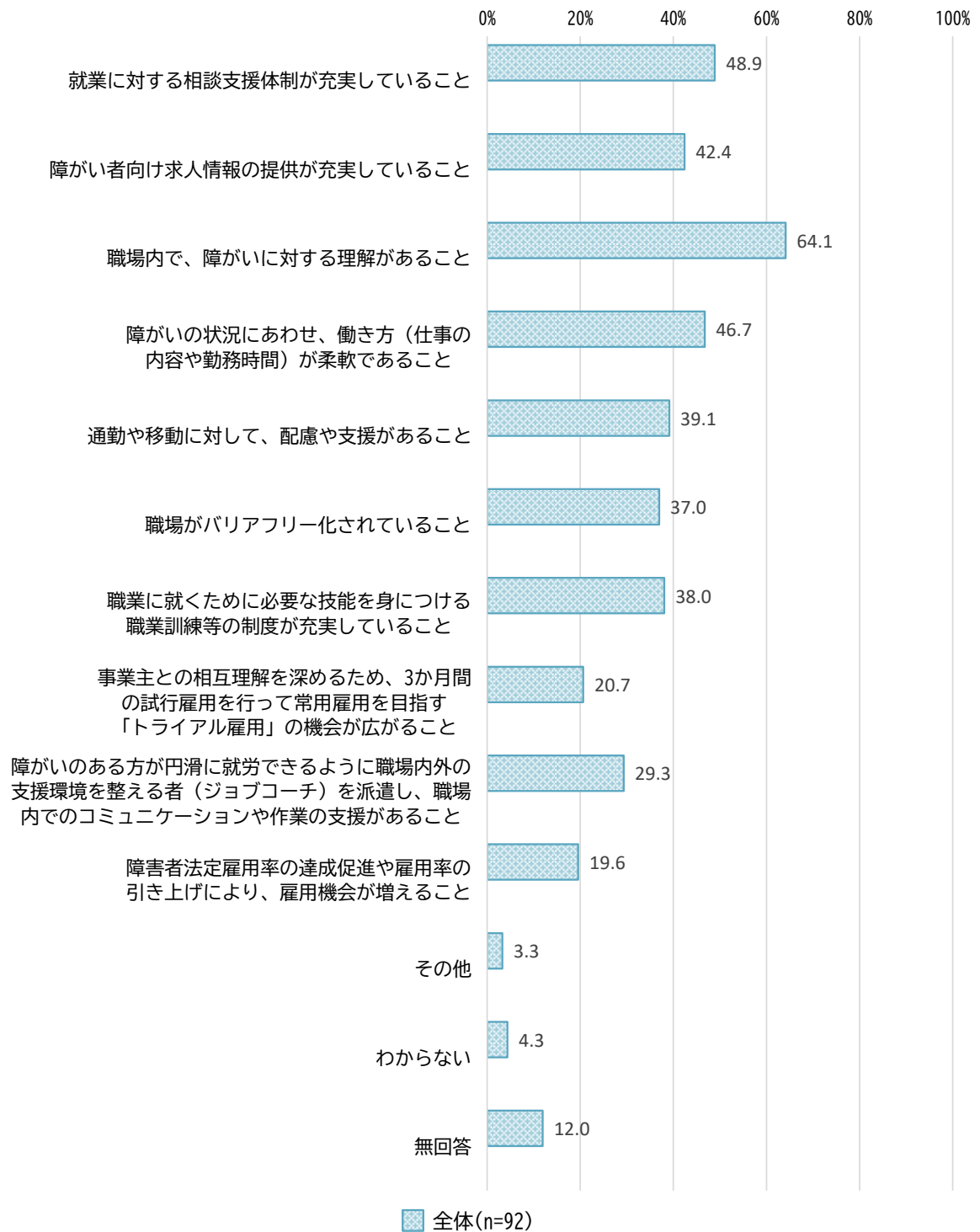
障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校における福祉教育の充実」の割合が46.7%と最も高く、次いで「障がいや障がい者の福祉についての啓発」37.0%、「障がいのある方との交流を通じた障がいへの理解の促進」37.0%、「障がいのある方に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援」34.8%となっています。

■障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこと



障がいのある方にとって働きやすくするために必要なことについては、「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が64.1%と最も高く、次いで「就業に対する相談支援体制が充実していること」48.9%、「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」46.7%となっています。

■障がいのある方にとって働きやすくするため必要なこと



3. 由布市障がい者基本計画（第2次）の施策・取組の実施状況

（1）評価・検証の目的

由布市障がい者基本計画（第2次）が令和5年度に見直しとなることから、第2次計画の評価・検証を実施し、第3次計画策定の基礎資料とすることを目的とします。

（2）評価・検証の実施方法

○方 法：調査シートによる回答

○時 期：令和4年10月

（3）基本目標ごとの評価・検証結果

下記評価基準に基づき、第2次計画の取り組みを評価・検証しました。

【取り組みの評価基準】

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージどおりかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージどおりにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

① 全体総評

施策	取り組み	評価
施策1 個人としての尊厳の尊重	1 相談支援の充実	C
	2 権利擁護の推進	C
	3 交流の促進	C
施策2 地域における生活支援の充実	1 生活支援の充実	C
	2 保健・医療の充実	C
施策3 自立と社会参加の促進	1 教育・育成の充実	B
	2 雇用・就労、経済的自立の支援	D
	3 社会参加の促進	C
施策4 人にやさしいまちづくりの推進	1 生活環境の充実	C
	2 生活安全対策の推進	C

評価の結果、教育・育成の充実についての評価が高く、5歳児健診にて3歳児健診では見抜けなかった障がいを発見することができる等、市独自の健診が障がいの早期発見につながっています。本市においては身体障がい者数は年々減少していますが、知的障がい者、精神障がい者数は増加傾向にあることから、今後も障がいの早期発見・療育の早期開始、切れ目のない支援の継続が必要です。

一方、雇用・就労、経済的自立の支援の分野では、十分な支援が図れていない状況となっています。アンケート調査の結果においても、「職場の環境が障がいに対応していない」「障がいに対する職場の理解不足」「コミュニケーション不足」が働きづらい理由として挙げられていることから、障がい特性の理解や障がい特性に応じたコミュニケーション方法の理解など、障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動を行うことにより、障がい者が働きやすい環境づくりを推進することが求められています。また、企業に対して、障がい者雇用に関する支援機関や相談機関の周知を図る必要があります。

4. 今後の施策推進に向けた課題

(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援施策の展開

従前において、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給関係が整理されたことや、障がい児支援が児童福祉法に基づくサービスに一元化されたこと等により、個別の状況に応じ、複数の制度に基づくサービスを複合的に利用する機会が増えています。少子高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、家族のあり方やライフスタイルが多様化する中、利用者の福祉ニーズも多様化が進んでいます。

これらの状況を踏まえると、これまでと同様に乳幼児期から高齢期に至るまで、様々な障がいの特性とライフステージに応じた切れ目のない支援施策を展開することは、ますます重要な課題と言えます。

また、障がい者に関わる施策は、福祉のみならず、保健・医療・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野や領域に渡っており、これらの支援を支えるためにも、行政各分野間の連携・調整の強化についても、引き続き取り組んでいくべき重要な課題と言えます。

(2) 障がい種別によらない一元的な福祉サービス等の実施

①精神保健福祉施策の一層の充実

精神障がい者を対象とする施策にあっては、従前から他の障がい種別と比べて利用できる福祉サービスや社会資源が少ない状況にあることや、根強い偏見があること等が課題であり、実施体制の確立・充実や障がいに対する市民理解の促進、相談支援体制や日中活動の場の確保・充実等に努めてきたところです。

しかし、これらの課題は未だに解消には至っておらず、引き続き、障がい者理解の促進に向けた取り組みをはじめ、精神障がい者の雇用・就労の推進、社会的入院の解消と地域への移行促進に向けた取り組みや、在宅の精神障がい者の自立と社会参加の促進に向けた取り組みなどを充実させる必要があります。

②施策の谷間にある分野における支援等

精神障がいの類型の一つである発達障がいや高次脳機能障がいは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来の精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

また、高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にある中、こうした重度の障がい児者が地域で安心して生活できるようにするためには、受け入れやサービス提供の体制の整備を充実させることが必要です。

視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者への意思疎通支援や移動支援の充実、難病患者への制度周知等も必要とされています。

こういった、これまでの施策では十分に対応できていない、いわば施策の谷間に置かれていた障がい者にも、新たな焦点を当てて施策の充実を図ることが求められているほか、地域の課題として、今なお施策の谷間にある障がい者の実情やニーズを把握するとともに、関係機関が連携して柔軟に対応する必要があります。

（３）地域生活への移行の促進

障害者権利条約を受けて改正された障害者基本法においては、すべて障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことがうたわれています。

入所施設から地域への移行や、精神科病院から地域への移行にあっては、従前の障害者自立支援法の成立により打ち出された「施設から地域へ」という基本的方向性のほか、こういった共生社会の理念を踏まえ、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前を送ることができる社会の実現に向けた取り組みとして、これまで以上に、地域生活基盤の整備等に取り組み、少しでも本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。

引き続き、地域移行支援や地域定着支援の活用、グループホーム等の整備、ネットワークの構築・活用による各分野の連携、地域をあげた包括的な支援システムの構築、在宅サービスや相談支援体制の充実、生活の場の確保、雇用・就労、社会参加に対する支援の充実などを図る必要があります。

（４）地域生活の継続の支援

前述のとおり、共生社会の理念を踏まえ、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが求められています。地域で生活している障がい者にあっては、可能な限り地域での生活を継続し、少しでも本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。

国における検討会の中では、関係団体からのヒアリングにおいて、障がい者の地域生活を支えるために必要な支援や資源について、地域での安心感の担保、親元からの自立を希望する者に対する支援、地域移行の推進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする障がい者への支援、医療機関との連携による地域資源の活用、緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備などのニーズが挙げられており、これらのニーズを受けて必要とされる相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど、地域における居住支援のための機能の強化が求められています。中でも、相談支援・権利擁護体制については、障がい者が地域での生活を続けるため、身近なところで、必要な時に

いつでも相談でき、適切な支援を受けられる体制の充実が引き続き求められているところです。

また、障がい者やその主な介護の担い手である家族の高齢化が進んでいる現状において、介護による家族の心身の負担や将来への不安感が高まる傾向にあります。家族をはじめとする介護者に対する支援を求める声も増加しています。

このような中、生活課題を解消し、地域生活を継続するためには、障がい種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実、市内外のネットワークの活用、地域住民と専門相談機関とのネットワークづくり等により、相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

そのほか、障がい児者やその家族等が抱える様々なニーズや地域の課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、体制の整備について協議を行う場の充実を図ることにより、地域における障がい児者を支えるネットワークの強化や地域社会づくりの推進を図る必要があります。

(５) 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障がい者が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力に応じて身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

近年、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は増加傾向にあり、より多くの障がい者が一般就労し、また、就労を継続するためには、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じた働き方の開発や普及、処遇の改善を図ることの重要性について、企業等の理解を深める必要があります。

また、生活保護等の公的扶助を受けている人など、就労等による経済的な自立を目指していながら、その機会に恵まれない人への支援として、福祉的就労の底上げを図ることが重要であり、障害者優先調達推進法や大分県障がい者工賃向上計画を踏まえ、工賃向上への取り組みを推進することが求められています。

これらの取り組みにあっては、制度を設計し実施するのみではなく、一般就労、福祉的就労とも、「働く」ことができる障がい者の多くが「働く」ことを望み、経済的自立を図るため、障がい者や家族、支援者への啓発や意欲の喚起を行うことも必要です。

なお、一般就労につながった障がい者の職場定着率の向上や、働く力はあっても自力での通勤が困難な障がい者の就労の実現を図るため、就労後の職場定着支援や働く場への移動の手段の制度化を求める声もあります。

また、学校等の教育機関への通学や、教育現場におけるサポートについて、支援の充実を求める声もあります。

（６）福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がい者の福祉ニーズに対応するためには、サービスの提供体制を整備することが必要です。そのため、障がい福祉計画における各サービスの利用見込や、障がい特性に応じたニーズを踏まえ、計画的に事業所等の社会資源の整備を図る必要があります。

特に、グループホームについては、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向がある中、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることを踏まえ、引き続き整備を促進する必要があるほか、重度化等により既存物件では生活ができない障がい者を受け入れる社会資源として、バリアフリー設備を備えた施設を整備する必要性が高まっています。

また、児童福祉法に基づく障害児通所支援等にあっては、さらなる社会資源の整備を求める声がある一方で、サービスの質の確保を図る必要性も高く、県との役割分担を踏まえたうえで、整備に向けた課題の整理が必要です。

なお、これらのサービス提供体制の確保のためには、サービス提供を担う人材の確保・育成が不可欠です。福祉ニーズの多様化に伴い、人材育成を中心としたサービスの質の向上の必要性がますます高まっています。また、着実に改善が進んでいる雇用情勢の中で、社会保障分野においては現状においても人材不足問題が深刻化しています。今後の福祉ニーズの高まりを受け、高度な人材を求めている必要があります。

（７）地域における障がい者への理解の促進

障がい者にとって、一人ひとりが尊重され、地域においていきいきと自分らしく暮らせるようにすることは、障害者基本法に規定される「尊厳にふさわしい生活を保障される権利」や、本計画の理念に通じる願いです。障害者権利条約においても、障がい者が社会に参加し、包容されることの促進がうたわれ、障害者総合支援法においては、「理解促進研修・啓発事業」が市町村の必須事業として位置づけられ、地域住民の理解を深めることが図られています。

計画策定のためのアンケート調査では、「障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこと」として、「学校における福祉教育の充実」に次いで、「障がいや障がい者の福祉についての啓発」「障がいのある方との交流を通じた障がいへの理解の促進」「障がいのある方に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援」が挙げられていることから、引き続き、きめ細やかな啓発活動や共生教育を推進するとともに、地域住民と障がい者の交流を促進する必要があります。

(8) とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

由布市における各障がい者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数は減少している一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。障害福祉サービス等の利用のために障害支援区分の認定を受ける人も、年々増加している状況です。

また、障害者総合支援法に基づくサービスの対象者にあっても、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者などへの拡大が図られています。

したがって、人口に減少傾向が見受けられる現状の中、障がい者は引き続き増加傾向にあります。また、このほか、少子高齢化の進展による高齢者の増加なども含めると、何らかの支援や配慮が必要な人は今後も増加する見込みです。

こういった状況から、障がい者をはじめとする日常生活を送る上で配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方に立ち、引き続き、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことが重要です。